

1123-40

271

執務参考用
禁轉載

312.21
G 13s

三年七月

戦後における朝鮮の政治情勢

附 重要事件日誌

外務省調査局第五課

東京都千代田区丸の内二丁目十番館六号四二室
芳澤中國記念事業財団
電話(28)四一〇八番



0005270000

0005270-000

312.21-G13s

戦後における朝鮮の政治情勢

外務省調査局第五課

1948

ABC

はしがき

終戦後に於ける朝鮮問題は世界的な問題として各國の注目を惹いているが、特に我國にとつては色んな意味に於て最大關心事たらざるを得ない。然し現状に於て我々は種々の制約のため、その真相を把握し得ないのは甚だ遺憾である。さりとて手を拱いているべきではないので、取り敢えず乏しいそして又正確を保し難い資料ではあるが、出來得る限りのものを蒐集し、茲に戦後に於ける朝鮮の政情を概略まとめて執務参考用に供することとした。遺漏や誤解の點が少くないと思われるが、之は他日補正することと致し度い。

本調書は主として當課前田事務官の執筆になるものである。

昭和二十三年七月十九日

外務省調査局第五課長

田 中 三 男

312.21
G13A



513820

目次

第一章 概観……………一

第二章 朝鮮における米ソ交渉の経過……………四

(一) モスクワ三國外相會議による信託統治決定までの推移……………四

(二) 第一次米ソ會談の失敗……………七

(三) 米ソ共同委員會再開に至る折衝……………七

(四) 第二次米ソ會談の行詰り……………一〇

(五) 朝鮮問題國連提訴までの経緯……………一三

(六) ソ連の同時撤兵提案と國連審議の歸結……………一七

(七) 國連臨時朝鮮委員會の活動と國連小總會の朝鮮問題審議……………三三

(八) 南鮮單獨選舉實施に至る経過……………三六

(九) 選舉後の情勢……………四〇

第三章 南鮮政情の推移……………四五

(一) 諸政黨の發生……………四五

(二) 政黨統一の動きと左右對立……………四八

(三) 民主議院と民主主義民族職線の對立並びに左右合作運動の推移……………五〇

三

- (四) 共産黨による暴動と臨時立法議院の成立……………五八
- (五) 立法議院と南鮮過渡政府の活動……………五八
- (六) 信託統治をめぐる左右對立の激化……………六二
- (七) 米ソ共同委員會に對する各政黨の動向……………六三
- (八) 朝鮮問題國連提訴後の經過……………六七
- (九) 南鮮單獨選舉に對する各派の態度……………七〇
- (十) 南北會談の反響と單獨選舉の實施……………七三
- (十一) 南鮮國民議會の發足……………七五

第四章 北鮮における新政治體制……………七九

- (一) 解放直後の情勢……………七九
- (二) 諸政黨の出現と臨時人民委員會の成立……………八一
- (三) 民主的諸政策の具體化と共産黨勢力の擴充……………八四
- (四) 北鮮人民委員會體制の確立……………八七
- (五) 朝鮮民主人民共和國憲法の採擇と南北鮮對立の激化……………九一

(附) 重要事件日誌……………九五

第一章 概 觀

カイロ宣言の國際的公約に由來しポツダム宣言によつて確認された朝鮮獨立の問題は、解放以來滿三年に近い今日、民族自體の熾烈な統一の要望に背いて、事實上の國境化した北緯三八度線をはさむ南北兩鮮の決定的對立の現實に直面し、その解決の方途は殆ど失われた觀がある。

モスクワ協定(一九四五年十二月)が規定した線にそつて朝鮮の民主的な臨時政府を樹立すべく、米ソ兩占領軍代表は四六年三月、四七年五月の二回にわたり京城に共同委員會を開いた。然し問題解決の第一段階たる臨時政府樹立のため、同委員會が協議すべき朝鮮の政黨社會團體の範圍について生じた米ソ間の意見の相違は、遂に妥協點を見出し得ないまま、共同委員會の努力を不毛のものに終らしめたのである。モスクワ協定が朝鮮處理の第二段階に規定した信託統治の實施に對し、即時完全な獨立を希求する南鮮右派の政客が一途に反對を唱えたことは、問題の進展にとつてまさしく運命的な意義を有した。蓋しその結果はソ連の主張をして、モスクワ協定を遂行すべき共同委員會はその協議の對象から信託統治反對のグループを除外すべしと固執せしめるに至つたからである。

かくして當初は純然たる對日占領作戰の便宜に出でた三八度線による朝鮮半島の南北分割はいつしかその性質を變じ、極東における米ソ兩勢力の直接接觸地帯として南北兩鮮はそれぞれの基地と化するに至り、そこには多くの既成の事實が抜き難い鞏固さをもつて積み重ねられていつた。

かかる事態の停頓にあきたらぬ米國政府は漸くモスクワ協定に基く米ソ直接交渉の方式に見切りをつけ、四七年九月國連第二回總會に朝鮮獨立問題を提訴、世界各國代表の手によつて從來の經緯を批判し、將來の方針を審議せしめんと試みた。この努力はソ連側の強硬な反對を押し切つて同年十一月十四日の總會決議に結實し、國連臨時朝鮮委員會監視下の全鮮選舉により國民議會を形成し、國民政府を組織した後に、兩占領軍の撤退を實現するという新しい方式を生んだのであつた。然しソ連は之に對しても終始全面的な消極的態度を示し、國連委員會を現地においてもボイコットしたため、同委員會が總會決議をそのまま遂行することは不可能となつた。かくて國連小總會の決定を経て招來された結果は、朝鮮人が懷いた理想とは隔ること遠い南鮮單獨選舉の實施となつたのである。

この間南鮮において米占領軍は軍政廳を設置し、戦後朝鮮の政治的統一と經濟的復興を圖ると共に朝鮮人の自治能力養成に努めてきたのであるが、南鮮政界は急進的左派分子と保守的右派勢力間に激烈な對立を生じて政情の安定は求むべくもなく、殊に左派は北鮮からの政治工作と呼應して、屢々破壊暴力を敢てしたため軍政當局も之を黙過し得ず、彈壓の方針がとられた結果としてその政治活動は多く地下に潛行して非合法化した。また左右合作に努力した中間派の勢力も對立の波に押されて極左右の偏向を矯正するまでに至らず、政界の大勢は右に傾いて、軍政當局自體が保守派をもつてそのよつて立つ地盤とするのやむなきに至つたのである。而も人爲的な二分は南北兩鮮を經濟的にも麻痺せしめ、産業復興の基本たる原料資材動力の多くを失ひ、海外との通常交易を斷られた南鮮經濟の再建は遅々として進まず、總生産の低位、物價の昂騰を來し、食糧不足をすら招いて大衆の生活は窮迫の一途を辿つてゐる。之に對し北鮮の政情は鐵のカーテンの背後にかくれてその全貌必ずしも明かでないが、共產分子を中核とする人民

委員會勢力は四六年初頭以來劃期的土地改革、進歩的な勞働法令、廣汎な産業國有化等の措置を着々實行に移し、農民労働者を把握して民主革命の社會的基礎を作ると同時に、中小商工業の培養を考慮するかたわら民族民主統一戰線をはつて、民族資本案、インテリ等の中間層をも包攝し、人民委員會政治體制の擴充強化には顯著なものがある。また人民經濟計畫を策定して北鮮經濟の復興は漸次軌道に乗つたようである。然し今なお三八度線を越えて南下して來る避難民が跡を絶たないといわれる事實は、やはり北鮮における政治的壓迫と經濟的困窮を物語るものといわねばならぬ。

南北に分裂した朝鮮の矛盾を端的に示すものとしては、四八年五月十四日北鮮人民委員會が斷行した南鮮への電力供給停止の問題がある。北鮮の餘剩電力はそれまで南鮮に送られてその需要の五割から七割五分を賄つてきた。斷電の影響は單に經濟的な部面に止らないであろう。本來朝鮮民族が全體として均霑すべきその資源の享用から三分の二の人口を有する南鮮が排除された事實は、南北兩鮮が民族的には何等對立の要素をもつていないだけに、斷電に伴う不自由が表面化して來るにつれて、より切實に朝鮮人に多くのことを訴えるであろう。

かかる分斷から來る不安混亂を解決せんとして一部朝鮮人指導者は既に四月十九日より平壤に南北會談を開き、朝鮮人自身による統一獨立を要望した。會談そのものが北鮮側の宣傳的企圖に出た事實は否定できないが、その基礎を流れる民族感情の動きには注目すべきものがあり、之は今日になお尾を引いて南鮮政界における單獨政府樹立反對運動となつてゐる。また選舉反對の形をとつて表面化した濟州島の暴動も、單に共產分子の煽動のみをもつてはこれほどまでには組織化され得なかつたであらうといわれる。

然し五月十日の選挙に基く南鮮國民議會は憲法の審議を急ぎ、國民政府の組織も七月中に期待されている。九月の國連總會は南鮮選挙の有効性を恐らく承認するであろう。他方北鮮にあつては民主人民共和國憲法が既に採擇され、その現實は事實上共和國が存在すると何ら擇ぶところがない。かくて朝鮮半島は、それぞれその管轄權を全鮮に主張しながら現實には二分された土地と人民との上に立つに過ぎない二つの國家——それも全く異質的な政治原理と機構を有する——が、決定的に相對峙している情勢にある。

北鮮駐屯のソ軍は兵力の縮減を行つており、南鮮米軍の家族も引揚げつゝある。然し兩占領軍の全面的撤退が何時實現するかは豫想されない。朝鮮の統一的獨立の前途に横たわる困難は益々その度を増大しつゝあるといわねばならぬ。

第二章 朝鮮における米ソ交渉の經過

(一) モスクワ三國外相會議による信託統治決定までの推移

日本降伏後の朝鮮がいかなる立場に置かれるかは既に一九四三年十一月ルーズヴェルト米大統領、チャーチル英首相、蔣介石中國主席が北アカイロで協議した結果、二十七日公表されたカイロ宣言に示されていた。即ち右の「三大國は朝鮮人民の奴隸状態に留意し聽て朝鮮を自由且つ獨立のものたらしむる決意を有す」というのであつた。之が更に四五年七月二十六日ポツダム宣言第八條において「カイロ宣言の條項は履行されるべきである」との確認を受け、

ソ連も對日參戰と同時にポツダム宣言に参加署名した。かくして日本の無條件降伏により朝鮮は一九一〇年併合されて以來三六年振りに日本の支配から脱し、その政治的自主性を恢復することとなつた。

朝鮮人は解放後即時完全獨立の實現を期待していたが、日本を降伏せしめるための軍事上の見地からなされた戦時中の決定により、朝鮮半島は圖らずも北緯三八度をもつて南北兩地區に二分され、北鮮はソ連軍、南鮮は米軍の占領管理するところとなつた。ソ連軍は參戰と同時に東北鮮より侵入を開始し八月末までの間に北鮮各道に進駐して、所在朝鮮人共產主義者が組織した建國準備委員會、人民委員會等に行政權を接收せしめた。米軍はジョン・R・ホッヂ中將麾下の第二四軍團が九月八日仁川に上陸し、九日京城において降伏文書の調印式が行われたが、アーノルド少將を長官とする米軍政廳は十一日に至り京城に設置された。

三八度線による朝鮮の南北分割は聯合國最高司令官が九月二日日本政府に與えた一般命令第一號に示されたところであり、それはあくまで暫定的な作戦上の便宜から出たものようであつて、米軍司令官は現地においてソ軍司令官との協議により、南北の統一、交通の再開促進を圖つたのであつた。然るにソ軍は北鮮に對するその權限を主張して譲らず、占領軍による南北鮮それぞれ管理は漸次既成事實化して行つたため、統合の問題は遂に駐屯軍司令官の局地的折衝の域を超えてより高いレベルにおける解決を必要とするに至つた。朝鮮人の熾烈な統一獨立の要望に背き、三八度線は米ソ間の全般的對立をそのまま反映して單なる占領地の區分から事實上の國境と變じ、朝鮮問題の爾後の展開を規定して難局に向わしめた最初にして最大の政治的要因となつたのである。

十月二十日米國務省ヴァインセント極東部長は米國外交政策協會の席上、長期間日本の統治下にあつた朝鮮に對し

てその獨立自治能力の養成準備のため當分間信託統治制を實施したいとの意向を表明した。之が朝鮮に傳えられるや従來即時獨立以外には過渡的政治形態を何ら豫想していなかつた朝鮮民衆は、その政見立場の如何に拘らず信託統治反對の聲を一齊にあけた。

越えて十二月十六日からモスクワで開催された米英ソ三國外相會議（米・バーンズ國務長官、英・ベヴィン外相、ソ・モロトフ外相）の結果、二十七日朝鮮に對する信託統治案が正式に發表されるに至つた。後に中國も參加することとなつたこのモスクワ協定によれば、朝鮮民主主義臨時政府の樹立を助けるため米ソ兩軍代表による共同委員會を設置し、委員會は朝鮮の民主的諸政黨社會團體と協議して諸提案を作成し、米英ソ華四國政府の審議を経た後米ソ兩國により最後の決定される。委員會はかくして樹立される臨時政府並びに民主的諸團體の參劃を得て、朝鮮人民の政治的經濟的社會的進歩、民主的自治政府の發達並びに朝鮮の國民的獨立を援助する（信託統治）ための諸措置を決定する。委員會の諸提案は臨時政府と協議の後、米英ソ華の四國による期間五ヶ年以内の朝鮮信託統治に關する協定を作成すべき四國政府の共同審議に委ねられるといふのであつた。この協定が發表されるや各政黨團體は一致して反對態度を表明し、南鮮右派は二十九日直ちに反託國民總動員委員會を組織して全鮮にわたるデモ、ストを展開すると共に信託制反對を契機に左右兩派の共同闘争も協議されたのであつたが、その數日後四六年一月三日南鮮左派は突如態度を豹變し、信託統治に賛意を表するに至つた。信託統治に對して北鮮及び南鮮左派と南鮮右派間の賛否がかく截然と對立したことは、爾後朝鮮獨立問題の道程に横たわる大きな暗礁をなした。

なお朝鮮が信託統治の下に置かれる地域として如何なる範疇に屬するかは、國連憲章第七十七條がその一の口にお

いて「第二次世界戦争の結果として敵國より分離せらるることあるべき地域」と規定しているのに該當すると考えられる。モスクワ協定は右の規定の上に立つて朝鮮に對する信託統治の手續、期間に關し具體的に内容を示したものである。

(二) 第一次米ソ會談の失敗

モスクワ會議は南鮮及び北鮮の双方に關係ある審議のため、また南鮮米軍と北鮮ソ軍との間に行政的經濟的問題における恒久的協調を確立するため、在鮮米ソ兩軍の會議を二週間以内に召集することを協定していた。之に基き米ソ共同委員會は四六年一月十六日から二月五日まで一五回にわたつて京城で會談を開き、ソ連はシュチコフ大將、米國はアーノルド少將が首席代表となつた。この會談の議題としてソ連は政治問題を除外し、南北統一のための根本策には觸れないこととしたので、結局は緊急な具體的案件的事務的折衝に終始した。即ち(一)經濟行政及び運輸の各項目に關する小委員會の設置(二)鐵道自動車及び沿岸海上輸送問題(三)兩地域間の朝鮮人移動問題(四)郵便交換(五)ラジオ周波數の統一(六)經濟及び行政の問題に關する兩地區司令官の今後の協同等が議題とされ、(七)乃至(九)は協定に達したと傳えられたが具體的成果を生むに至らず、また物資の交流決済、北鮮水力電氣の南鮮における利用については單に意見を交換するに止まつた。米國側より兩軍占領地帯を三八度線による直線分割法によらず、道境界線による方法に變更方提議したが意見まとまらず、兩地區發行の新聞を自由に領布交換する件も意見の相違で討議されなかつた。電信電話の再開問題も留保され、資本財撤去の問題も討議されなかつた結果から見て、この會談は結局南北の郵便物を三月十五日か

ら一月二回開城に於て交換すること及び本會談終了後一月以内に臨時政府樹立援助を目的とする共同委員會を開くこととの二點を決定した豫備的なものであつたに過ぎない。

米ソ共同委員會の本會議は豫定より遅れて三月二十日から京城德壽宮で開催された。米ソ兩軍から各五名の代表が送られ首席代表米軍アーノルド少將とソ軍シュチコフ大將が一週間毎の交替で議長を勤めることとなつた。委員會は三十日聲明第三號により議題として(一)民主的諸政黨社會團體との協議の條件及び順序の決定(二)臨時政府及び地方行政機關の構成と組織原理に關する勸告案の作成(三)臨時政府の政治綱領その他適當なる法案の作成(四)臨時政府の構成人物に關する勸告案の作成を掲げ、右の(一)(二)(三)を遂行するためそれぞれ分科委員會を設けることに決したと發表した。更に四月十八日の共同聲明第五號は民主的政黨團體と協議する條件を決定したことを明かにした。即ち委員會の決定による左の如き宣言に署名した政黨團體と協議を行うといふのである。

「我々はモスクワ協定中朝鮮の部第一項に述べられてある次の如き諸目的を支持する。即ち

朝鮮を獨立國家として再建すること

朝鮮の國家を民主主義的諸原理に基いて發展させるための條件を創造すること

長期にわたる日本の朝鮮支配の非倫な結果をなるべく速かに除去すること

又我々は民主的朝鮮臨時政府樹立に關するモスクワ協定第三部第二項の完遂をなすべき共同委員會の諸決定を遵守する。

又我々は共同委員會が民主的朝鮮臨時政府の參劃を得てモスクワ協定第三部第二項に基き當然必要となるべき諸手

段に關する提案を作成するに當り之と協力する。」

次で五月一日の第七號聲明は朝鮮の民主的諸政黨社會團體との協議方式に關する第一分科委員會の討議の結果が共同委員會の議題となつたことを明かにすると共に、之らの政黨團體に對してなされるべき行政機構とその組織原理並びに臨時政府の政治綱領に關する諮問事項の項目が決定されたとその内容を發表した。ところが委員會の討議は前記第五號聲明の解釋をめぐり、信託統治反對の態度をとつて來た南鮮右翼諸政黨の取扱ひに關して暗礁に乗上げるに至つた。

即ちソ連代表は委員會と協議すべき政黨團體の性格について異議を唱え、モスクワ協定に規定せられた四國信託統治に積極的に反對するものは政黨團體の代表として協議に参加する資格がないと主張し、南鮮に絶對多數を占める右翼(信託制反對)の完全な閉出しを企てると同時に、米軍側が提案した協議團體には左翼(信託支持)の有力なものが除かれている事實を指摘した。之に對して米代表はソ連側の提案が事實上左翼團體のみを協議の対象に選擇する結果となると反駁し、四月二十七日ホツヂ米軍司令官が「共同聲明第五號所定の宣言に署名することが協議に参加する條件であるが、各政黨團體はこの署名に際して信託統治に對する賛否の見解を披瀝する權利を保留し得る」と聲明したことにも現れるように、第五號聲明は決して信託統治そのものの支持を要求しているのではなく、たゞ協議参加の團體が信託統治に關する諸措置の提案作成について共同委員會と協力すべき旨を定めているものに過ぎぬとの見解を採り、言論自由の建前よりも信託統治に對する批判は自由であり、臨時政府樹立に協力の意思さえ示す民主的黨派はすべて協議に参加せしむべきだと強調した。

然しソ連代表はあくまで自説を狂けなかつたため結局「民主的」という語の解釋について意見の一致を見出し得ず五月六日共同委員會は遂に無期休會に陥りソ連代表は直ちに全員北鮮に引揚けてしまつた。同日米軍司令部が發表した休會理由によれば、ソ連代表は南鮮民主議院議長代理が聲明第五號の宣言署名に關して發表した見解を取消さない限り、同議院に参加している政黨團體とは協議せずと委員會に通告して來たため、米國代表はこの點に關する解決は後廻しにし、先ず三八度線撤廢の問題を議題とするよう提案したところ、ソ連代表は之をも拒絶するに至つたので、米國代表は休會を請求するほか方法がなかつたと説明されている。

(三) 米ソ共同委員會再開に至る折衝

米ソ會談の開催中米國は北鮮に領事館の開設を要請していたが之に對するソ連の回答は遂に來らず、逆に六月二十三日突如京城のソ連領事館が閉鎖された。

共同委員會休會後も米國はソ連が同意さえすれば何時でも再開するとの態度を闡明していたが、在鮮米軍司令官ホツチ中將とソ軍司令官チヌチャコフ大將との間の交渉(八月二十八日交換書簡の内容發表)も未だ意見の對立を解消し得るに至らず、その再開は絶望視されていた。十月十日共同委員會の米國代表であつた軍政長官アーノルド少將は本國に歸還し、「三八度線は鐵のカーテンである。米ソ會談の決裂は朝鮮臨時政府の樹立を無期限に遅延することを意味するが、問題の解決は在鮮占領軍のレベルで行い得る望みがない」と報告しており、ホツチ司令官も四七年二月十四日以降朝鮮事情説明のため本國に赴いていたが「意見對立の打開には絶望の感がある」と洩し、殊に北鮮には強

制徵集軍隊二〇萬が存在すると傳えて大きなセンセーションを捲き起した。ギリシア、トルコに次いで米國の援助が向けられるべきは朝鮮であるとの見解が廣く行われはじめたのもこの頃からである。

尤もその間ホツチ米軍司令官が四六年十二月二十四日北鮮ソ軍司令官に送つた書簡の回答が四七年二月二十八日到着し、米ソ兩國がかなり歩み寄つたと傳えられた。即ちチヌチャコフ司令官は依然「朝鮮臨時政府の樹立を協議する相手は單に言葉で以てモスクワ協定支持を表明するだけでなく、實際行動によつてこれが支持を證明した朝鮮人の政黨團體に限る」ことを主張して譲らなかつたが、「モスクワ協定に反對したという十分な證據のある政黨團體に對しては米ソ双方の委員の同意により別の代表を指名するよう要求できること」及び「モスクワ協定支持を約束しながら米ソ共同委員會ないし連合國に對し積極的に反對を煽動したものは直ちに協議から除外すること」との米國側が提示した條件を認めた點に兩者の接近が感ぜられたのである。

マーシャル米國務長官は現地折衝の失敗に鑑み、もしソ連が委員會の再開に應じない時には南鮮に独自の臨時政府を成立させることを考慮に入れ、三月十日より開催されたモスクワ四國外相會議に乗り込んだのであるが、四月八日イニシアティブをとりモロトフ外相に書簡を送つて、休會一年に垂んとする米ソ共同委員會の再開を強硬に申入れ、米ソ兩國政府がこれまでの共同委員會の活動を檢討することを提議すると共にもしソ連が米國に協力せぬならば米國は南鮮において独自の措置を進める決意である旨の警告すらこれに添えたのであつた。

モロトフ外相は十九日附の返信により、モスクワ協定を正確に履行するという基礎の上に次のような提案を以て答えた。即ち(一)朝鮮に民主的政黨社會團體を基礎とした臨時政府を樹立し、外國の影響を受けない自治國家として政治

的經濟的統合の實現を促進せしめること(一)一般的平等自由選舉を施行すること(二)朝鮮の復興を援助しその經濟文化の發達を圖ること。右の目的のため米ソ共同委員會を五月二十日京城で再開し、七月中に朝鮮臨時政府樹立に關する勸告案を米ソ兩國政府に提出するといふにあつた。なおその際モロトフ外相は、四六年の共同委員會において米國代表がモスクワ協定に反對する一七の右翼政黨團體を協議の對象と認めながら、協定を支持する左翼の政黨團體を僅か三黨しか許容しなかつたこと及び二月二十八日チヌチャコフ司令官がホツチ中將に送つた書簡に對して何等の回答がなされなかつたことに不滿の意を表したといわれる。

マーシャル長官は五月二日折返しモロトフ外相に對して、ソ連側の右提案に賛成すると共に朝鮮人の全政黨社會團體に全面的な言論の自由を認めるべき點について米ソ間に事前の諒解を行うべきことを要請する書簡を送つた。モロトフ外相は之に對して七日回答し「昨年十二月二十四日ホツチ米軍司令官がチヌチャコフ司令官に提示した條件をもつて受諾する用意がある」と應じた。

マーシャル長官は更に十二日モロトフ外相に覺書を送り、ソ連政府の申入れを受諾し五月二十日より共同委員會を再開することに同意する旨表明すると共に、米國政府が在鮮米軍司令官に對して速かに京城の共同委員會再開準備に取かかるよう指令したことを告げた結果、待望の米ソ會談は漸く一年振りに開かれることとなつたのである。然しマーシャル長官が十二日の覺書において、「ソ連側が朝鮮臨時政府設置問題の協議にすべての民主的政黨團體を参加させるとの米國提案に基き委員會の再開に同意したことは云々」と述べた點には、それまでの書簡照覆の結果といささか符合しないものがあり、爾後委員會進展の過程において再びこの見解の相違が表面化するに至るのである。

なお共同委員會再開の意見一致に伴い、それまで米國國務省に於て研究されてきた對鮮復興援助計畫は一時棚上げされることになつた。

(四) 第二次米ソ會談の行詰り

かくして米ソ共同委員會は五月二十一日(二十日豫定がソ連代表の延着により一日延期)京城において再開され、米國側はブラウン少將、ソ連側はシュチコフ大將を首席代表とする各五名の委員が會議に参加した。會議初頭今回の委員會の任務は朝鮮臨時民主政府樹立の計畫案作成に限定された。即ちモスクワ協定によれば共同委員會の任務は第一に朝鮮の民主的政黨團體と協議して臨時政府樹立の計畫案を作成するにあり、第二にその臨時政府と協議して信託統治の具體案を作成することであつたが、四圍の情勢はこの二目的を一舉に遂行することを許しそにないで、差當り今次會談の努力を第一の任務に集中することとした譯である。

委員會は二十二、三の兩日の會議で

- (一) 朝鮮の政黨社會團體との協議
 - (二) 臨時政府の形態、機構、憲法草案、政綱
 - (三) 政府要人の選定、その任務及び權力移讓
- に關する三分科委員會を設置することになつた。

これよりさき五月十七日南鮮過渡政府民政長官安在鴻は共同委員會開催中は賛否の如何を問はず信託統治に關する

の政令を...

一切の示威集會を禁する旨の布告を發し、翌十八日にはブラウン少將が李承晩、金九、金性洙等右翼政黨領袖に對して「信託統治反對を繼續するならば米ソ共同委員會との協議から除外されるおそれがある」と注意し、今後信託統治反對デモに参加せぬよう要請するところがあつたが、李承晩等は既に一月二十日結成された反託獨立闘争委員會の名において、三月下旬モスクワ外相會議に宛て信託統治の抹殺、三八度線撤廢を要請するメッセージを送つており、いずれもブラウン少將の要請を拒否して米國の立場を苦しいものとしていた。

之に對して南鮮民主主義民族戦線一派は「信託統治反對」に反對し、委員會との協議に参加する態勢にあつた。また北鮮の諸政黨團體はこぞつて委員會に全面的協力を約束していた。

米ソ共同委員會はかゝる情況下に各分科委員會において問題の審議を開始したのであるが、二十八日には早くも第一分科委員會が協議参加團體に關する意見の不一致により行惱みとなり、本會議の解決に移された。即ち協議の対象たるべき政黨社會團體の數に關し、ソ連代表は南北鮮を通じて三十に限定することを主張したのに對し、米國代表は四六年五月二十日現在で千名以上の黨員を有する政黨團體全部に資格を認めるべきことを力説した。

六月一日に至り共同委員會が廣汎な基礎において協議することの原則的同意を見たと發表され、更に七日の共同聲明第一一號によつて「南北鮮における、より廣汎な民主的政黨團體と協議する順序について意見の一致を見た」ことが明かにされた。即ち共同委員會との協議に参加を希望する政黨團體は聲明第五號所掲の宣言（モスクワ協定支持を約束する）に署名するかどうかの質問書に回答すると共に、各政黨團體の政綱、構成員數、結成月日等の組織に關する資料を添えて六月二十三日までに申込むこと、更に右宣言に署名するものは七月一日までに臨時政府の憲章、政綱

に關して答申することというのである。

六月二十三日までに参加を申出た政黨團體は南鮮四二五、北鮮三八であつたが、之ら代表との最初の協議は南鮮は六月二十五日京城で、北鮮は三十日平壤で行われた。答申書の提出は七月五日までに延期され、各政黨團體との口頭による本格的協議も七月五日に豫定されていたが、同日北鮮から京城に歸つたブラウン少將は米ソ兩代表間に廣汎な協議という原則適用について意見の不一致が生じ、本格的協議は無期延期されたと發表した。米ソ兩國代表は千名以上の黨員を有する政黨團體と協議することに同意したにも拘らず、ソ連代表が平壤の協議において、信託統治に反對する朝鮮人特に昨年反託國民總動員委員會のメンバーであつた南鮮右翼政黨一五との協議を承認する米國の態度を攻撃したためである。

七月十日の本會議にソ連側は米國の要請に従い作成された一萬名以上の會員を有する政黨團體の名簿（モスクワ協定支持政黨一一九、社會團體二八を登載し、信託統治反對のものは除外）を提出すると共に(1)各政黨の審査を七月二十八日まで完了すること(2)参加を申出た代表との協議を南鮮は七月三十日から京城で、北鮮は八月一日から平壤で開始すること(3)反託闘争委員會に加入したのもでもそれを脱退して協議参加請願書を提出し、モスクワ協定及び米ソ共同委員會を支持すれば協議に参加せしめる旨公示することを提案した。然るに米國側はソ連の作成した名簿を承認せずこれに關する協議を拒否した。

更に十五日ブラウン少將は(一)國の一方的拒否權行使によりその否認する政黨團體を協議から除外することができるか否かが問題となつてゐるが、ソ連は拒否權の行使を望んでゐること(二)ソ連が專斷的に反託闘争委員會に参加した

團體全部を不信であるとしていることを明かにした。

之に對しシュエチコフ大將は二十一日拒否權行使についての米國の非難を否定すると共に「米國側は商工業會社、學術團體その他社會團體とはいい得ないもの、更に架空な團體とさえ無差別に協議しようとしている」と反駁し、二十五日にも「米國の主張を受諾すれば共同委員會は米國代表の欲するあらゆる政黨團體と協議せねばならなくなる」と繰返した。ブラウン代表は之に應酬して三十一日「ソ連が反託闘争委員會參加團體二四を協議名簿より除くことを要求したのは、將來の朝鮮政府を南北鮮勞動黨の支配下に置かんとするものだ」と述べて、この論争は何時果てるとも判らなかつた。

八月二日シュエチコフ大將は「米國及び朝鮮人右派が共同委員會の努力を遅らせている」と再び反撥し、更に五日の本會議においてはソ連代表より「如何なる團體を協議から除外すべきかは朝鮮の各政黨代表を召集してその多數決によつて決する」との新提案が行われた。然るに米國代表はこれまたソ連が反託團體を協議から除外せんとする企圖にほかならないとし、反託團體は既に七月三十一日共同委員會の本會議に書簡を提示してその性格と共同委員會に對する態度を明確にした以上、聲明第五號の宣言に署名したものはモスクワ協定支持と看做し協議に参加せしむべきだと主張した。また七日米國代表はソ連が反託闘争委員會に屬すると疑つてゐる南鮮政黨一五を共同委員會に招致し、調査質問せんとするソ連提案をも拒否した。

十六日に至りブラウン代表は「米國としては單に反託闘争委員會に加入したというだけの理由で協議の對象となすべき權利を剝奪されるとは思わぬ。ソ連側が(1)反託闘争委員會又はこれに類似する團體であること(2)支部をもたない團體であること(3)社會的でないこと(4)三理由をあけて協議からの除外を主張している二四の政黨團體のうち、反託委員會に加入したと認められるものは九に過ぎず、爾餘の一五團體には加入の證據がない。ソ連がこれらを除外せんとするのは右の三つの理由からではなく、實はソ連側と政見を異にしているからにほかならない。ソ連の提示する證據は極めて薄弱である」と重大な發表を行つた。

かくして前年の共同委員會におけると同様、協議の對象とすべき政黨團體の性格並びに範圍に關して米ソ兩代表の見解は何等の歩み寄りも示さなかつた。たまたま十二日南鮮過渡政府が左翼の大量檢舉に乗り出したことに對しソ連代表は二十日嚴重な抗議を發したが、米軍當局はこれを治安維持の必要から出た當然の措置であるとなし、ソ連の抗議は朝鮮の内政干渉で共同委員會の任務ではないと受けつけなかつたため、會談はそれより以降全くの行詰りに陥つてしまつた。

(四) 朝鮮問題國連提訴までの経緯

マーシャル國務長官は共同委員會の停頓にあきたらず八月十二日モロトフ外相に書簡を送り、共同委員會が二十一日までその審議状況を米ソ兩國政府に報告し、米ソ兩國はこれに基き獨立統一朝鮮の樹立についていかなる措置をとり得るかを協議せんと要求するに至つた。ブラウン代表は十四日ソ連側に對し共同報告作成に着手することを求めたが、漸く二十日再會された共同委員會の席上シュエチコフ代表は本國政府からの訓令未着を理由にその提案を拒絶した。その結果米代表部のみの報告書が期限までに國務省に送られた。

米國側はこの間(一)北鮮の政黨團體とはソ連代表が、南鮮の政黨團體とは米國代表がそれぞれ協議するとの提案(七月二十九日)(二)ソ連代表が認める南北鮮の政黨團體とは米ソが共同協議し、ソ連代表が疑義をさしはさむ南鮮の政黨團體は米國代表が單獨で協議するとの提案(八月一日)を行つていたが、いずれもソ連側の拒否するところとなり、更に(三)政黨團體と口頭による協議を行うことを中止し、之らに對して發した質問書を受理すると同時に國際的監視下に國民議會設置のための總選舉を行うとの提案(八月十二日)も亦ソ連の回答を得られなかつた。

然るにモロトフ外相が前記マーシャル長官の書簡に回答した内容は二十五日發表された。それには反託闘争委員會参加の團體はそれと絶縁するならば協議参加が認められるべく、また協議の對象は會員一萬名以上の團體に限ると主張されていたが、更にモスクワ協定を支持する南鮮左翼に對する不當な彈壓迫害が中止されない限りモスクワ協定を直ちに實現する可能性は没却されるとして、最後に共同委員會の報告を徴せんとする十二日のマーシャル提案を受諾する旨述べられてあつた。

左翼分子の大量檢舉についてはシュチコフ大將が二十二日既に聲明を發し「米國側は最近モスクワ協定に従つて臨時政府の樹立に努めている朝鮮人の虐殺を行つていゝ」と非難したが、二十四日ホツヂ米軍司令官は之に答えて、「共同委員會のソ連代表部は米軍地區の治安破壊を目指す不穩行動を行う北鮮の政治家を助長してゐる」と痛烈に反駁した。ブラウン少將も二十五日ホツヂ聲明に呼應して「南鮮労働黨その他の政黨團體及び民主主義民族戦線のメンバーは南鮮の政府に忠實でなく、米國を敵視してゐる。彼らは不法手段を用いて米軍地區の政府機能を妨害しようとしており、北鮮から煽動援助されてゐる。米代表部はこゝに再びソ連代表部に對し、朝鮮の政治に捲込まれることを避け、

特に米國を敵視する政黨團體を支持しないよう忠告する」と論駁した。かくして朝鮮問題は従來の方式をもつてしては如何なる妥協にも到達する見込のない客觀情勢に陥つてしまつた。

二十八日シュチコフ代表は聲明を發し、ソ連代表が二十日ブラウン提案(十二日)を拒否し、新たな提案として第二三分科委員會の審議を進めてその草案を本會議に提出せしめること及びモスクワ協定を全面的に支持し米ソ共同委員會及び連合國に反對しない政黨團體で、一萬名以上の會員を有し、委員會に協議請願書を提出したものである「全朝鮮臨時人民會議」を開くことを提唱し、その南北代表者は同數で、所屬政黨團體の黨員數に基いて共同委員會が決定すること、而して従來共同委員會の任務として掲げられてきたものはこの「全朝鮮臨時人民會議」に委任すべきことを米國側に申入れた事實を明かにした。

右の新提案に對しブラウン米國代表は九月四日の聲明で「この提案によれば一二五〇萬の所屬分子を有する二四の政黨團體が人民會議参加から除外される結果、南鮮は左翼の支配するところとなる。また代表數を南北同一とすることは朝鮮臨時政府を恰も北鮮のような政體にするか或は東歐諸國の如き結果に陥らしめるものである」と非難した。

叙上の如き際限のない循環論争に終止符を打ち朝鮮問題處理のターニング・ポイントとなつたものは、これより先八月二十六日ラヴェット米國國務次官がモロトフ外相に送つた書簡に示された米英ソ華四國會議開催の提案である。その内容は九月三日に至つて公表されたが要約次の如きものであつた。

「ソ連側が反託闘争委員會に参加した一部の政黨團體を、單にそれらが信託統治に反對の意思を表示したという事實だけで、協議から除外すると主張して譲らなかつたのは、除外を共同委員會における検討によつて決定しようといふ

五月七日附モロトフ書簡の趣旨に反する。米軍が南鮮の政治活動及び言論を壓迫しているというのは事實でない。左翼の檢舉は秩序と法を維持するために必要な措置である。共同委員会が協議対象の問題にからまつてモスクワ協定の實施を遅延させていることは朝鮮獨立の責任者として耐えられぬ處である。この前提の下に九月八日ワシントンにおいてモスクワ協定當事國たる米英ソ華の四國が共同委員會の停頓状態を検討するために協議することを提案する。右會議に間に合うようソ連代表が九月五日までに米ソ共同委員會の經過に關して共同報告を提出することを希望する。

而も同書簡は同時に朝鮮に對する當面の具體的措置として大要次の七項目にわたる諸施策の實施を提議した。

- (1) 朝鮮の南北兩地域においてそれぞれの臨時立法機關を設置すること。その議員の選舉は各地域現存の立法機關で採擇した法律に従い普通、秘密投票により選出する。
- (2) 南北兩地域の臨時立法機關はそれぞれの人口に比例した數の代表を選出し、これをして全國臨時立法機關を構成せしめること。次いで全國立法機關は京城に統一臨時政府を樹立する。
- (3) 臨時政府は京城において米英ソ華四國代表と獨立への必要な措置を協議する。
- (4) 上述の段階においてすべての手續が公正に行われていることを確めるため國連からオブザーバーを派遣する。
- (5) 臨時政府と關係四大國とは南北鮮に駐屯している米ソ兩占領軍の撤退期限を協議する。
- (6) 南北兩地域の臨時立法機關は後に全國立法機關が憲法を起草するための資料となるべき臨時憲法草案を起草する。

(7) 南北兩地域における公私の機關は國連と接觸させ、また適當な機會に朝鮮のオブザーバーを國際會議に出席させる。

右の如き包括的なラヴェット書簡は米國が抱懷する朝鮮獨立の具體的構想をはじめて中外に闡明したものであるがその寫を傳達された中國はいち早く九月一日會議参加方米國に通告し、英國また相踵いで受諾を表明した。然るにひとりソ連のみは九月四日モロトフ外相の回答をもつて之に反對し、「米ソ共同委員會は難局打開の可能性を失つてはおらず、今次四國會議の提案は米國政府の一方的行動である。共同委員會が協定に達しない責は米國代表の負うべきものである。ラヴェット提案は朝鮮を二つに分割する傾向を強めるものだ」とした。

更に委員會は共同報告作成問題についても遂に意見の一致をみなかつた。即ち臨時政府樹立について双方未だ合意に至らなかつたとの報告を九月五日までに米ソ兩國政府に提出しようとしたが、再度にわたる第一分科委員會及び本會議の討議も何らの結論に達せず、「共同報告を作成せず、事態をあるがままに兩國の報告を關係各國へ送ること」更に「最後まで共同報告作成について意見が合致しなかつた經過を報告すること」という米側の提案もソ連代表の容れる處とならなかつた。

この間ウエデマイヤー特使が中國視察の歸途八月二十六日朝鮮に來り、各方面の情勢を調査した後九月二日、立法院特別會議で演説を行い「朝鮮の内外から個人及び黨派の權力慾を除去乃至縮減出來さえすれば、統一政府の目標は急速に實現されるであろう」とむしろ悲觀的な言辭を残して三日本國に歸つた。

米國はこゝにおいて米ソ兩國による直接交渉が朝鮮問題の解決にこれ以上の努力を拂つても結局は朝鮮の統一獨立

を遷延させるに過ぎぬことを痛感するに至り、遂に九月十六日から開幕された國際連合第二回總會のアゼンダに朝鮮問題をとりあげ世界の舞臺で之が解決を圖るべく決意した。即ち十七日ラヴェット國務次官はベデル・スミス駐ソ大使を通じてモロトフ外相に書簡を送り、四國會議提案に對するソ連の不參加決定を遺憾とし、朝鮮の現状をいつまでも繼續させないために残された唯一の途として朝鮮獨立問題を國連總會に上程するのほかなしと通告し、米ソ共同委員會が總會における問題の審議に當つて必要とされる援助を與える用意をして置くことを要望した。同日米國首席代表マーシャル國務長官は開會第二日目の國連總會に臨んで、朝鮮問題の審議を正式に要求したのである。之に對しヴィンスキー・ソ連代表は翌十八日の演説において、米國は共同委員會停頓の責をソ連に轉嫁したが、モスクワ協定を侵犯する米國提案の却下こそ望ましいと激越な措辭をもつて反駁した。國連總會運営委員會は九月二十一日一二對二(ソ連及びポーランド)で本件を議題として採擇したが、引續き二十三日の總會本會議においても、モスクワ協定違反の論據に加え國連憲章の法理解釋よりするも之を議題とすべきでないとの論陣を張つたヴィンスキー代表の反對を押し切り、四一對六棄權七(反對はソ連、ウクライナ、白ロシア、ポーランド、ユーゴスラヴィア、チェコスロヴァキアのスラブ六ヶ國)の壓倒的多数をもつて朝鮮問題は總會の審議を俟つこととなつたのである。

丙 ソ連の同時撤兵提案と國連審議の歸結

九月二十六日京城における共同委員會の席上ソ連首席代表シュテコフ大將は突如米ソ兩軍が三ヶ月以内に同時に朝鮮から撤退しようとの提案を行い、内外に大きな波瀾を捲き起した。即ち同大將はまずモスクワ協定が連合國の朝鮮

に對する好意ある政策を表明した基礎的文書であること、北鮮においては民主的の改革が進捗していること、之に反し南鮮にあつては米軍當局が人民委員會の合法性を認めず何ら民主的の改革が行われていないこと、ソ連が朝鮮の併合を希望しているとの噂は事實でないこと及び朝鮮に十年間の信託統治を主張したのはソ連でなく米國であつたこと等を挙げた後、連合國の援助並びに参加なしに朝鮮人民に自主的に獨立政府を樹立する機會を賦與するため、一九四八年初頭において米ソ兩占領軍が同時に撤兵することを提案した。現地米軍當局はこれをもつて米國が國連に提訴した朝鮮問題の審議回避を企圖したのか或は北鮮労働黨が全鮮に共產政府を樹立する準備を完了するに至つたとのソ連軍の自信を物語るものだと看做したほか、南北兩鮮の各政黨團體も直ちに反應を示した。北鮮においては労働黨をはじめ各政黨團體はこの提案に全幅的支持を表明し、米國には之を拒絶すべき理由がないとの談話も發表されたが、之に反して南鮮においては左翼系を除きすべての政黨團體は米國がソ連に道を譲るならば朝鮮は第二の滿洲となり赤化の累を招くべしと同時撤退案に一致して反對の態度をとつた。

十月九日モロトフ外相はマーシャル國務長官に對し右の提案をくり返し即答を求めてきたが、マーシャル長官を首席とする國連米國代表部は十二日の聲明で、米國は近く朝鮮に關する提案を總會に提出してその態度を明かにするとのみ述べた。更にラヴェット國務次官は十八日モロトフ外相に書簡を送り、撤兵問題もまた朝鮮問題全體との關連において國連總會の討議に採り上げられるべしとして、ソ連側の撤兵案を正式に拒否した。他方同十八日米ソ共同委員會においてブラウン米國代表が、國連總會における朝鮮問題の審議中京城の同委員會を休會とすることを提案したのに對し、ソ連代表シュテコフ大將は二十日の委員會本會議においてソ連代表部は本國政府の命令により京城を引揚げ

る旨聲明し、二十二日平壤に歸還してしまつた。こゝにモスクワ協定に基き二年にわたる日子を費した共同委員會による朝鮮問題處理方式は些かの進捗も見ずして完全な失敗に歸し、その解決はあけて國連總會の歸趨如何に委ねられたのである。

十月十七日米國代表ウォレン・オースチンは國連事務總長に對し自己の署名になる書簡を付して朝鮮獨立に關する米國の決議案を送付し、總會各代表に配付方依頼した。その決議案及び附屬書に示された獨立朝鮮實現の階程を要約すれば次の如くである。

- (1) 國連が任命する臨時朝鮮委員會の觀察下に一九四八年三月三十一日より遅からぬ期間内に國民議會の選舉を行う。選舉は南北兩鮮の人口比例に應じて代表の選出を行うが、その數は委員會が決定する。
- (2) 選舉後速かに國民議會を形成し、國民議會において朝鮮國民政府を形成する。
- (3) 右について國連臨時朝鮮委員會に通達があると共に、同委員會の主催下に國民政府及び米ソ兩占領軍當局の間で協定される取極に従い、同政府は占領軍當局より朝鮮の政治機能を接收する。これにより米ソ兩國軍隊は朝鮮より完全に撤退する。

- (4) 國連朝鮮委員會は總會において一定の加盟國代表より任命せられるが、選舉、國民議會の組織、國民政府の形成及び占領軍の撤退等全過程につき斡旋し、總會その他總會の有權機關に對して報告や勸告を行う。

國連總會第一委員會（政治安全保障委員會）は十月二十八日より米國案を上程し、先ず米國代表ジョン・フォスタ
I・ダレスがその趣旨を説明して「ソ連政府は米國の四國會議開催提案を拒否し占領軍同時撤退案を提議したが、現

在南北異なる政治形態を兩軍撤退前に如何にして合流させるかについては、ソ連提案は何らいうところがない。政府が樹立され秩序維持に當る警察力が組織されるまでは兩國軍隊の駐屯は不可缺である」と述べた。グロムイコ代表は之を反駁して、國連は朝鮮問題に對し何ら關與すべきでないとのソ連側の持論をくりかえした後、米ソ兩軍の四八年初頭における同時撤退案を先議するよう要求し、朝鮮人は外國軍隊が撤退した後はじめてその干渉なしに政府を樹立することができる」と主張すると共に、國連總會は民主的に選出された朝鮮人民代表の参加出席なしに朝鮮問題を審議すべきでないとの朝鮮代表招請案を新しく提出した。二十九日續開された委員會においてダレス米國代表は朝鮮人民代表を同委員會の討議に招請することは不可能であるとなし、その對案として國連臨時委員會を朝鮮に派遣し朝鮮人民に諮問すべきだとの修正案を提出すると同時に、ソ連原案を指して過去一年間朝鮮に存した無爲無能を更に一年間延長するものであると酷評した。三十日の委員會において朝鮮人民代表を國連審議に招請せんとするソ連提案は三五對六棄權一〇（賛成六はソ連國六ヶ國）で否決され、臨時委員會派遣の米國案は四一對〇棄權七（スラブ六ヶ國は投票拒否）で可決された。ソ連代表は更に朝鮮問題討議無期延期の動議を提出したが之また敗北に終り、グロムイコ代表は米國案が總會本會議で採擇されてもソ連は臨時委員會の仕事に参加せぬと聲明するに至つた。

かくして議題は總選舉案（米國）撤兵案（ソ連）のいずれかということになつたのであるが、十一月四日に至り米國代表は三日インド代表の提示した修正案の趣旨を加味し、更に五月三十日採擇された決議案の内容をもとり入れて自國提案に關する修正を行つた。それにより(1)明年三月末までに總選舉を施行しその後中央政府を設立する、(2)米ソ兩軍は中央政府樹立後できる限り速かに可能ならば九〇日以内に撤兵する、(3)朝鮮中央政府は國民保安隊を組織し

他の一切の軍事的、半軍事的組織を解體させる等の諸點が附加された。同日の討議は前後七時間にわたつたが、オランダ、インド、フィリッピン、中國等はほとんども米國案を支持したのに對し、ユーゴ、チエツコ、ウクライナ等の諸國はソ連案を支持して米國案に反對した。五日ます今年末までに米ソ兩軍を朝鮮から撤退させるとのソ連提案を表決に附したが、四〇對六棄權七で否決された。更に米國案を表決に附せうとしたが、ソ連代表は本件の討議に朝鮮代表の参加が許されていないことを不満として爾後の表決には一切参加しないと宣言した。東歐諸國代表もこれに追隨したが議長は押しつけて表決に入り、結局四六對〇棄權四缺席一をもつて米國案が採擇されることとなつた。引續きインド、フィリッピン、中國、フランス各國提出にかゝる若干の修正案も可決された。米國代表ダレスは表決に先立ち國連臨時朝鮮委員會の構成員として、オーストラリア、カナダ、中國、サルヴァドル、フランス、インド、フィリッピン、シリア及びウクライナを選任しよう提案したが、之に對しウクライナ代表マヌイルスキーは直ちに不参加の意思表示をなした。しかし表決後ウクライナの不参加はそのまゝとして米國提案通り九國と決定され、本會議の決定を待つこととなつた。

十日行政及び豫算委員會は右朝鮮委員會が十二月一日から發足するものとして四七年度分一〇萬ドル、四八年一ケ年分五五萬ドルの豫算を計上した。

十三日開催された總會本會議では本件に關する米ソ兩代表の激しい討論が行われ、ソ連代表グロムイコは「米國の意圖は占領軍の威壓の下に右翼の當選を確實ならしめ、朝鮮を米國の植民地化せんとするにある」と攻撃し、朝鮮代表の出席をまたず本件を決定することはできないとの立場からソ連は表決に参加しないと聲明したのに對し、米國代

表ダレスは、「國連の手によつて朝鮮獨立が促進されるのを希望し、國連委員會が南鮮に入ることを歓迎する」と述べた。十四日續開された本會議において米國提案の修正案は四三對〇棄權六をもつて可決され、ソ連提案は三四對七棄權一六で否決された。

かくて成立した朝鮮獨立促進の最終案は次のとおりである。

- (1) 國際連合臨時朝鮮委員會はオーストラリア、カナダ、中國、サルヴァドル、フランス、インド、フィリッピン、シリア及びウクライナより構成される。
- (2) 一九四八年三月三十一日までに成年選舉權の基礎の上に秘密投票により代議員の選舉を行う。委員會は朝鮮人民の自由と獨立との即時實現に關しこれら代議員と協議を行う。又代議員は朝鮮國民政府の構成を行う。各選舉區又は地域から選出さるべき代議員の數は人口數に比例すべきであり、選舉は委員會の監視の下に行われるものとする。
- (3) 選舉完了後できる限り速かに國民議會を召集し、國民政府を形成し、その形成を委員會に通告する。
- (4) 國民政府設立後直ちに同政府は委員會と協議し次の三項を実施する。
 - (a) 独自の國家保安軍を構成し、そのうちに含まれざる他のすべての軍事的及び半軍事的組織を解體する。
 - (b) 南北朝鮮における軍司令部及び民政部の行政的機能を受け取る。
 - (c) 占領軍當局とその兵力の完全な撤退を実施可能な限り速かに、もし可能ならば九十日以内に實施するよう協議する。
- (5) 委員會は朝鮮における自らの觀察と協議とを考慮にいれて、朝鮮の國家的獨立と占領軍の撤退の完遂に關する

上記計畫の遂行を容易にし且つ速ならしめるものとする。委員會はその結論をそえて總會に對し報告を提出し、今後の経過に應じて本決議の適用に關し、もし設立されたならば「暫定委員會」と協議することが出来る。

(6) 關係各委員國は上記諸任務の遂行に當つて委員會にあらゆる援助と便宜とを供與すべきである。

(7) 國際連合全加盟國は總會の決定遂行の場合を除き朝鮮獨立の確立のための準備期間中朝鮮人民の問題に干渉することを慎み、且つその後にも朝鮮の獨立と主權とを破壊する如きあらゆる行爲を完全に慎むよう要請する。

二十八日右委員會事務局長に國連中國代表胡世澤が任命された。

(四) 國連臨時朝鮮委員會の活動と國連小總會の朝鮮問題審議

國連臨時朝鮮委員會の一行二六名は一九四八年一月二日ニューヨークを出發し、八日朝鮮人の熱狂的歡迎裡に京城に乘込んだ。委員會の構成は次のとおりである。

代表

オーストラリア	ジャクソン
中 國	劉 馭 萬
フ ラ ン ス	ボンクール
フィリッピン	アランツ
シ リ ア	ジ ャ ン

イ ン ド	メ ノ ン
カ ナ ダ	パターソン
サルヴァドル	ペナヴァレ (延着)

の八名に、副代表及び胡世澤を局長とする事務局長が附隨していた。

委員會は直ちに發表して十二日から德壽宮で會合を開始すること、朝鮮を南北に分割し別個の政府を樹立することは國連本部からの指令がない限り認められないことを明かにした。

十二日開かれた第一日の會議は、胡世澤事務局長の挨拶に續いて議長の選舉を行つた。フィリッピン代表はサルヴァドル及びウクライナ兩國代表が未着であるから、このまゝ會議を行うことは違法であるとして會議開催に異議を唱えたが、胡局長は兩國は未回答であるからこのまゝ開會しても總會決定の變更とはいえず、またその先例もあると述べて之に反對し、オーストラリア代表の妥協案により缺席兩代表が着任するか又は別の指示が國連本部から到着するまで常任議長の選舉は延期し、臨時議長を以て議事を進めることとなり、互選の結果インド代表メノンが臨時議長に推された。

十三日にはウクライナ、サルヴァドル兩國に對し代表派遣方を要請することに決定し、更に十九日まで修正意見を提出しうるの條件で委員會の議事日程を採擇した。會議は特に公開の決定がなされぬ限り非公開で行われることとなつた。なお十四日サルヴァドルは代表の任命を通告してきた。十五日には議事手續の細目を決定し今後毎日會合を行うこととなつたが、十六日南北兩鮮占領軍司令官に對し、委員會議長及び事務局長一名の公式訪問を受けるよう

要請する書簡を發送してその回答を十日間待機すること及びウクライナの不参加を遺憾とし國連事務總長宛之に關し必要な措置を要求することを決定した。

十八日には次の分科委員會を設立することに決した。

第三分科委員會

朝鮮における選舉のための自由な雰囲気醸成する方法を検討する

構成國　カナダ、フランス、シリア

議長　シリア代表ジャビ

第二分科委員會

朝鮮側から得られる資料を検討し、朝鮮人から選舉に關する意見を聴取する

構成國　オーストラリア、中國、フィリッピン

議長　中國代表劉馭萬

更に十九日選舉期日を三月三十一日又はそれ以後出来る限り速かに行うものと定め、同時にフィリッピンの提案により第一分科委員會（南北兩鮮における選舉法を検討する。構成國　フィリッピン、カナダ、フランス、シリア。議長　フィリッピン代表アランツ）の設置を決定した。かくて本會議は休會に入り、各分科委員會によつて選舉の具體的準備を進めることになつた。

十六日の委員會決定に基き國連事務局は十八日附書簡をもつて、朝鮮委員會代表の北鮮占領軍司令官訪問を許可さ

れたい旨ソ連政府に要求したが、之に對しソ連はグロムイコ國連代表を通じて、ソ連が國連總會において臨時朝鮮委員會の設置に對しとつた消極的態度を想起されたい旨、同委員會の北鮮入りを公式に拒否する二十二日附回答をコーディア國連事務次長に寄せてきた。これより先一月九日（委員會が京城に到着せる翌日）には早くも北鮮人民委員會委員長金日成が、平壤において二萬の群衆を前にして國連委員會が三八度線以北のソ連占領地域に立入ることを拒否すると言明しており、この歸結は既に十一月十四日の國連決議採擇の當初から危惧されていたものであつた。ウクライナもまた三十日に至り代表派遣拒否の態度を明かにしてきた。

その間第三分科委員會は最近朝鮮警察によつて左翼系三新聞が沒收され、主筆一名が逮捕された事件について二十一日から調査を開始した。第二分科委員會は二十一日聲明を發して廣く朝鮮人の協力を要請し、二十八日まで各界人士、宗教文化政治團體が書面で意見を述べるか、又はその希望によつては委員會との會談のために代表を推薦されたいと要求し、更に二十三日委員會が特に協議を求めるとして南鮮の李承晩、金性洙、金九、金奎植、許憲、朴憲永と北鮮の金日成、金科奉、曹晩植の九名の政治指導者を指名した。然しこれらのうち會談が實現したのは月末までに李承晩、金性洙、金奎植、金九の四名に過ぎなかつた。第一分科委員會は適用すべき選舉規則として、南鮮臨時立法議院作成にかゝる選舉法と北鮮人民委員會の選舉法を採り上げて検討することになり、國連總會の勸告に合致すること、國連加盟諸國で一般に認められた選舉に關する民主的慣行と一致すること、朝鮮の特殊事情に適合すること等を基準に、統一的な選舉法の作成を開始していた。

北鮮入國を拒否され、ウクライナからも委員會不参加の最終的通告を受けた委員會は、二月四日議長に臨時議長メ

ノンを選出した後、その対策を協議した。委員の意見も南鮮單獨選挙を即時実施すべしとするもの、暫く時期を見るべしとするもの等数説に岐れたが、六日表決の結果シリア代表の提案により委員会の今後とるべき措置について暫定常設安全保障委員会（所謂國連小總會）の指示を仰ぐことに決定し、委員会の経過説明のためメノン議長及び胡世澤事務局長をレーク・サグセスに向わしめることとした。

委員会の決定は選挙の実施については觸れず、單にソ連の消極的態度によつてその任務が遂行不能となつたことを理由に新たな指示を求めたものであつたが、中國、フィリッピン等の諸代表は南鮮單獨選挙施行を強硬に主張し、委員会外でもこのような意見が有力となつていた。南鮮政治指導者間にも異論があり、委員会との協議において李承晩、金性洙が南鮮單獨選挙を肯定したのに對し、金九、金奎植は南北統一選挙を主張して兩地區を代表する政治指導者會談の開催を要望した。然し七日即ち朝鮮問題の小總會移管が發表された翌日から南鮮労働黨の指導 各地に發生した大規模なストライキ、サボターージュ（之らはそのスローガンの冒頭に國連委員会に反對しその引揚を要求する文字を掲げていた）の結果、指導者の意見も次第に一致を見るに至り、李承晩、金九、金奎植の三名が十一日行つた會談の結果、三者は南鮮で可及的速かに選挙を行うことに意見一致したと發表された。

メノン議長の一行は十五日京城を出發し十七日ニューヨークに到着した。時恰も十六日平壤放送が報道した北鮮人民會議による朝鮮民主人民共和國憲法草案の採擇と全朝鮮軍の組織宣言とは世界的ショックを招くこととなり、ために朝鮮問題に對する一般の空氣は頗る硬化し、小總會における南鮮單獨選挙強行決定の地盤をなしたのである。米軍當局は北鮮の動向をモスクワ協定違反と呼び、米官邊筋でも朝鮮問題は從來どおり國連によつて解決することに變り

がないとの意向を表明した。また英國、中國ともに直ちに驚愕、不滿の反響を示した。

小總會は二十四日の豫定をくり上げて十九日開催、朝鮮問題の審議を開始した。現地委員会から飛來したメノン議長、ジャビ・シリア代表、胡世澤事務局長が問題の経過並びに決定に關する説明に當ることとなつたが、米占領軍政治顧問ジャコブも歸米した。小總會はソ連團六ヶ國代表缺席のまゝ十九日メノン議長の提出した報告書によりその説明を聴取した。

メノン議長はその報告書において朝鮮の南北に二分された現下の政情を説明した後

イ、南北兩鮮の政治指導者の會合を行い、朝鮮の獨立及び統一の樹立を一步進める

ロ、南鮮のみの選挙を実施する

の二つの方法が残されていると提案したが、それに附加して次のごとく述べた。

「委員会は殆ど一致して南鮮のみの政府の樹立は全朝鮮統合の方法ではないと考えているが、南鮮における選挙を一應の参考とする目的で行いたいと考えている。南鮮占領軍は自由選挙を實行するためできる限りの方法をとる用意のあることをのべており、事實そのための指令をすでに發している。なお委員会少數の意見として南鮮に相當有力な兵力をもつべしともされている。」

小總會はこの報告を検討する期間をもつため討議を延期したが、二十四日再開された小總會に米國代表ジェサツプは次の決議案を提出して、朝鮮で即時選挙を實行することを主張した。

「國連臨時朝鮮委員會議長及び國連事務局長が本暫定委員会に提出した質問は次の如くである。

イ、一九四七年十一月十四日の總會決議により、又その後の朝鮮における情勢の發展に照し、臨時朝鮮委員會として米軍に占領されている朝鮮の部分で右決議の二に掲げられた計畫を實施することは可能であるか。またはその義務があるか。

ロ、a 臨時朝鮮委員會が選舉を自由な雰囲気で行うと決定したならば、委員會は前記決議に掲げられた通り朝鮮問題の審議に參與する朝鮮代表の選舉に立會うべきであるか。

b 委員會はその目的を達するために可能であり又望ましい別の方法を考えるべきか。

本暫定委員會は右臨時朝鮮委員會議長より提出された見解を參酌し、かつ總會の前記決議の掲げる計畫が實行されるべきであると考え、そのための必然的な措置として、臨時朝鮮委員會が朝鮮全體の選舉の監視を行うべきであり、もしそれが不可能であれば委員會の立入りうる地域のみで行うべきであり、又朝鮮人民の自由と獨立の獲得を促進するため委員會が協議すべき朝鮮人民の代表者を選ば選舉を實行し、右代表者をして國民議會を構成させ、朝鮮國民政府を樹立させることが重要であると考える。

このため次の通り決議する。

臨時朝鮮委員會は一九四七年十一月十四日の總會決議の條項に従い且つその時期以後の朝鮮における情勢の發展に鑑み、右決議の二に掲げられた計畫を朝鮮において委員會の立入りうる部分で實施すべきである。」

米國代表は右決議案の上程に當り説明書を添え

㉑ 選舉の實施に當つては選舉法、同手續を作成し、投票區域を指定し、選舉期日を決定することにつき協力すべ

き旨を表明している占領軍當局と協議すること

㉒ 選舉は成年選舉權、秘密投票制によること

㉓ 選舉は南方の諸地域から始め逐次北方に及ぶこと

㉔ ソ連の不協力により北緯三八度以北に委員會が立入りえないことになり、その地域では選舉監視を行えないことになれば、朝鮮人のうち三分の二はその代表者を選び國民議會にそれに相當する議席を占めうるが、他の三分の一は代表者を右議會に出しえない結果となる、との趣旨を明かにした。

この米國提案は二十四日以降討議され、多數の代表は之に賛意を表したが、カナダ代表は朝鮮委員會が南鮮のみに限つて行動する権限を與えられておらぬとの法的論據から反對し、オーストラリア代表は南鮮の單獨選舉實施が事實上朝鮮を二分する結果になるとのむしろ政治的反對論を展開したほか、ノルウェー代表は二十五日もしソ連の反對をおして國連が計畫を進めるとすればパレスチナと同様な情勢が朝鮮にもたらされるであろうとして、特別總會の召集を提案した。又フィリピン代表も、同日選舉を自由な雰囲気の下で行うため政治犯人を釋放する必要があると述べた。

二十六日表決の結果米國提案は三一對二（カナダ、オーストラリア）棄權一をもつて可決された。なおソ連團六ヶ國は依然缺席を續ける態度を改めなかつた。

此の勸告は朝鮮委員會に一應全鮮的活動を行う餘地を残してはいるが、事實上南鮮に單獨政府を樹立することを意味し、こゝに三八度線を境にした米ソの對立は宥和し難い尖鋭さをもつて表面化したのである。選舉期日は當初の總

會決議通り三月三十一日までに行うことは實際上不可能となり、二十八日メノン議長は國連放送施設を通じて五月の第一週より遅くならないよう期待していると発表した。その際併せて今回の決定は朝鮮の獨立が最も急を要するものであるため行われたものであり、朝鮮の統一を無視したのではなく、その獨立のためには三八度線の境界はとり除かれねばならないと考えていると述べられた。在鮮米軍司令官ホツヂ中將は三月一日京城における獨立記念日の祝賀式場において、國連小總會の決定に従い南鮮選舉を五月九日に行う豫定であると発表した。この言明は從來選舉實施に當り南部諸地域から始めて漸次北部に及ぼすという方法がとられると考えられていたのを覆すものであり、從來の方法によつて選舉を行うときは同一人が數回にわたり投票することができるので、不適當と考えられるに至つた結果とみられた。メノン議長一行は小總會の指示を携え三月一日レーク・サクセスを出發して京城に向つた。他方ソ連當局は二月二十九日、さきに誇大に伝えられた朝鮮民主人民共和國樹立の報道をもつて、朝鮮を分割し反動的な南鮮單獨政府を組織しようとする努力を表明するものであるとして、その挑戰的な虚構を指摘するところがあつた。

㉒ 南鮮單獨選舉實施に至る經過

三月四日ホツヂ中將は選舉方法の細目に關し聲明を發して無記名投票による旨を明かにした。

朝鮮委員會は問題が小總會で審議されていた間も引續き各分科委員會によつてその活動を繼續してきたが、六日京城に歸來したメノン議長一行を迎えて八日全體會議を開き、小總會の經過報告とその決定の實施方法につき討議を開始した。席上カナダ代表は小總會の決定は朝鮮委員會に對する指令でなく勸告に過ぎないとし、小總會におけるカナ

ダ、オーストラリア代表の主張であつた南鮮單獨選舉施行は朝鮮を事實上二分するに至るとの議論をそのまゝ受けついで、選舉反對を暗示した。シリア代表もし自由な選舉のための勞團氣が作られ得ないならば提案を拒絶すると述べて決定を留保した。このためフランス、フィリッピン等の代表が選舉施行を支持したにも拘らず同日は何等の決定を見なかつた。

カナダ代表は九日續開された會議において、もし委員會が選舉を實施することになればそれはカナダ政府にとり重大な關心事となると述べ、今後は會議に出席しないと聲明して退席する事態にまで進展した。會議散會後委員會は次の如き聲明を發した。

「委員會はカナダ代表の提案によりホツヂ中將の聲明中、選舉を五月九日に行うと述べた點につき検討を加えたが、右聲明は委員會において全會一致により得られた結論に基くものであることを確認した。然し選舉に立會い、又は暫定委員會の決議を實施するという問題はすべて目下検討中である。」

右の経緯から委員會と占領軍との關係に疑問が持たれたが、十日マーシャル米國務長官は聲明を發し、ホツヂ司令官は委員會と協議の後その聲明を行つたものであることを明かにした。引續き行われた十一日の討議も結論に達せず漸く十二日行われた表決の結果、賛成四（インド、中國、フィリッピン、サルヴァドル）、反對二（カナダ、オーストラリア）、棄権二（フランス、シリア）をもつて、米占領軍により選舉のための自由な勞團氣を醸成する改革が行われるならば、小總會の決定に従つて南鮮選舉に立會うこととなり、選舉期日も五月九日と確認された。

かねて第一分科委員會が検討していた結果、選舉手續としては四七年九月三日南鮮臨時立法議院が制定した選舉法

に一部修正（選挙年齢を二三歳から二〇歳に引下げ）を加えて、國民議會の選挙に之を適用することが決定され、また第二分科委員會では選挙を公平なものに誘導するため地方巡回を行い朝鮮人の意見聴取に數週間を費した。第三分科委員會は自由な雰囲気醸成する方法に關し検討の上、警察活動、青年團體の行動を監視すべき旨米軍當局に建議した。

十九日委員會は選挙實施に當つて委員會のとるべき監視の方法その他について決定に達し米占領軍司令官にも通告したが、それによれば委員會は米軍司令官によつて任命される南鮮國民議會選挙委員會を通じて選挙の監視に當るものとされた。かくて各分科委員會は任務を完了して二十九日解體され、爾後は「基幹委員會」を設置して全員選挙監視に協力することとなつた。

選挙委員會は二十八日ホツチ司令官に、準備の都合上選挙を五月二十四日に延期されたいと要請したが、米軍司令官から之を通告された國連委員會は三十一日表決の結果豫定通り九日に實施することを決した。然し四月三日國連委員會は五月九日が日蝕に當るため之を不吉として忌む朝鮮人の風習を考慮して、翌十日に延期することを發表した。

委員會の各代表は三班に分れ、四月五日より十日にわたつて各道廳所在地の選挙事務を視察した。選出さるべき代表數は二〇〇名と決定され、選挙人の登録も豫想以上の好成绩をあけた。米國政府は南鮮總選挙に當り巡洋艦一隻を仁川に、驅逐艦一隻を釜山に派遣し、地上部隊を警戒に當らしめ、空軍も南鮮各地上空を示威飛行して、選挙中に左翼分子が紛争を惹起することのないよう監視すると發表した。

米軍政當局は國連小總會の決定以來あくまで南鮮單獨選挙施行の一線を固守し、屢々聲明を發して選挙の施行が朝

鮮の恒久的分割を意味するものでなく、眞の自由選挙によつて選出されたもののみが朝鮮人の眞の代表者であると、朝鮮人の選挙参加を要請してきたが、三月二十六日の平壤放送が傳えた四月十四日の平壤における南北會談開催提唱に對しても、之が南鮮選挙妨害の煙幕としてソ連が朝鮮人に國連への挑戦を使喚したものであつて、南鮮選挙實施に關する國連の方針に變更がないことを確認すると共に、もしその會談が國連朝鮮委員會立會の下に行われるならば反對せぬところであるが、被招請團體はいずれも選挙に反對していたものばかりで、その中には朝鮮人を代表し得るものなく、北鮮共產主義者は之らを利用してソ連支配下の朝鮮統一を意圖していると朝鮮人に警告し、南北會談を黙殺する態度に出たのである。

國連朝鮮委員會は更に四月十九日より四班に分れて第二次地方視察を行い、立候補者とも會談した結果、南鮮において言論出版集會の民主的權利が尊重され、相當程度の自由な雰囲気が存在していることに満足して、五月十日の選挙實施を二十九日五對〇棄權三（カナダ、フランス、シリア）で再確認した。委員會スポークスマンは之を説明して「カナダ、シリア兩代表は南鮮の空氣が自由な選挙を行うに充分熟していると認めなかつた。フランス代表は選挙の條件はある程度自由だと感じていと述べた」と發表した。

選挙期日の接近すると共に左翼によるサボ、テロ等の選挙妨害行爲が濟州島を中心としてその他各地に表面化してきたので、米軍政長官は秩序維持の一助として地方の愛國的朝鮮人の郷保團に警察官補助の權限を與え、メーデーの危機に備えて濟州島の米人婦女子を引揚げさせると共に、二十八日南鮮米軍に待機命令が發せられ、夜間外出禁止令も行われるに至つた。

選挙は豫定通り五月十日午前七時から全地区において開始された。南鮮全域には六萬の武装警官と一〇〇萬の自警隊が配備され、米軍もMPのほか軍政要員、一般米人までが治安維持に當る措置を講じ、ホツヂ司令官、ディーソン軍政長官も京城市中を巡察した。國連委員會も三五名の監視員を九班に分つて地方各地に派遣した。濟州島の暴動は戦闘状態にまで發展したほか京城の米軍師團司令部の襲撃をはじめ各地に選挙妨害行爲が敢行されたが、投票の経過は豫想されたよりも平穩であつた。

(九) 選挙後の情勢

南鮮選挙の結果が右翼の一方的勝利に終るべきことは當初から豫想されたところであつて、問題は左右兩翼のいずれが勝つかにあつたのではなく、むしろ北鮮及び南鮮反對派の妨害ないしボイコットを排して選挙が果してよく豫定どおりに行われうるか否かにあつたのである。その限りにおいて、北濟州二選挙區を除く一九八名の議員が九三%を超える投票率で選出されたことは、選挙を強行した國連委員會及び米軍當局に事態が有利に展開したものと見えよう。ホツヂ司令官は十日總選挙について「すべての報告は極めて満足すべきものである」と語り、マインシャル米國務長官も十二日南鮮民衆に讃辭を送り、選挙の成功を祝した。

國連委員會は十三日南鮮總選挙の有效性を非公式ながら承認したが、その最終的判定は本年九月パリに開かるべき國連總會への報告書中に述べられることになつてゐる。委員會はその報告書起草のため東京に來る豫定であつたが、マツカーサー 令部の拒否（その後拒否は撤回されたが）にあつて豫定を變更し、上海に向け十七日出發した。その

間十三日には南鮮選挙に反對して南北會談に参加した金九、金奎植と懇談をとけ、翌十四日には李承晩、金性洙兩名を招致し、全體會議を開いて南北協商による朝鮮統一問題に關し意見を聴取した。

さきに南北會談は四月二十六日米ソ兩國政府に宛て、メッセージを送り、米ソ兩軍の即時撤退を求めたのであるが、北鮮ソ連軍司令官コロトコフ中將は直ちに之に答へ、北鮮駐屯ソ連軍は同時に南鮮の米軍が撤兵すればいつでも即時撤退するに必要な準備を完了したと發表した。之に對し南鮮米軍司令官ホツヂ中將は五月五日聲明を發し、米國は撤兵前に南鮮が北鮮に對抗できるようにしなければならぬが、國際協定で定められた朝鮮獨立に必要な期間を一日でも越えて駐兵する意圖がない旨を述べた。

三月下旬頃から北鮮人民委員會は代金支拂不履行を理由に南鮮への電力供給を停止するとの脅威を仄かしていたが之はソ連がベルリン、ウィーンで行つた交通制限と相通する一流の壓迫戰術と見られ、當初は選挙直前に斷行されるのではないかと危まれていた。五月十二日ホツヂ中將はソ連軍司令官に三回目の書簡を送り（第一回目三月二十二日第二回目四月二十八日）、平壤において電力に關する米ソ會談開催を要請したにも拘らず、十四日正午北鮮から供給されてきた一切の電力は遂に切斷されるに至つた。かねて緊急事態に備えて發電船二隻を南鮮水域に送つていた米軍は、ディーゼル發電機、南鮮各發電所をも動員して之に對處すると共に、工場の操短、電力の時差使用等により節電に努めている。米軍當局は當初より北鮮人民委員會を承認せぬ立場から之を協議交渉の相手とすることを欲せず、米ソの直接會談開催を主張したのに對し、ソ連側は問題が北鮮人民委員會の所管に屬するとして米軍が之と協議するよう要求してきたのである。ホツヂ中將は斷電直後人民委員會から通告してきた南鮮代表の北鮮派遣を拒否し、十五日

ソ連の擧を政治的攻撃と非難すると共に十七日コロトコフ中將に書簡を送り、二〇〇萬ドル以上の物資が代金として北鮮への發送を待機中であることを明かにし、重ねて米ソ直接會談開催を要請した。北鮮側では四七年六月十七日の米ソ協定の結果、同年五月末までの供給に對し六〇〇萬ドル相當の電力施設復興資材による現物支拂を受けることになつたのに拘らず、漸くその二三%が履行されたに過ぎぬとしているのに對し、米軍當局では既に三五%を支拂い、四〇%相當の物資も京城で引取りを待つていと反駁した。南鮮の電力需要量一萬五千キロ、發電量三萬キロに對し、從來北鮮からの送電量は平均六萬七千キロであり、南鮮の電力消費は夏季五〇%、冬季七五%を北鮮からの供給に依存していただけにその影響は甚大であつた。

五月十二日マーシャル國務長官は「ソ連が世界の種々な問題解決に努力する意向があることを立證しようと思ふなら、その最もよい方法の一つはまず朝鮮で國連委員會に對する反對を撤回することだ」と語り、ワシントン權威筋でも「米ソ覺書交換に續き今後通常の外交關係を通じて進められる交渉の第一歩は朝鮮問題だ」と述べ、朝鮮における米ソ對立の現實とその平和的解決の要望が世界的な擴がりをもつて強調された。

南鮮國民議會は五月三十一日開院式を行つたが、李承晩はその議長就任演説において國連及び米國の援助を要望すると共に、朝鮮保安軍の組織まで米占領軍が駐屯を繼續するよう希望した。ホツヂ米軍司令官は之に答えて、米軍は國民議會の活動に干渉する意圖はもたないが常にあらゆる援助をおしむものでないことを約した。

國連朝鮮委員會は六月七日京城に歸來し、南鮮選舉の結果に關する報告は九月の國連總會までは部分的にも發表されぬだろうと公表したが、十一日には國民議會議員と協議する用意があると聲明し、更に二十五日にも李承晩議長に

對し、委員會は議會側と朝鮮政府樹立について協議する用意があると申入れた。三十日に至り委員會は「五月十日の南鮮選舉を委員會が監視することができた地域の選舉民の自由意思の正當な表現と認める」とのメッセージを發表し委員會が南鮮國會を全員一致で承認したことを明かにした。

米軍當局は將來撤兵の可能性を考慮して五月二十一日、南鮮駐屯將兵軍屬の全家族二二一〇名を八月一日までに離鮮せしめることになつたと發表したが、兵力撤退の時期については未だ確定した計畫がないといわれた。

北鮮警察隊の三八度線越境事件は頻發し、五月二十六日、六月十四日の二回にわたり米國人が北鮮側から狙撃された事件も發生している。

北鮮ソ連占領軍はソ連軍最高司令部の命令により兵力の縮減を行つてゐることが六月九日發表された。之に伴い司令官G・P・コロトコフ中將はその幕僚と共に本國に歸還し、殘留ソ連軍はS・P・メルクロフ少將の指揮下におかれた。現在ソ連軍の兵力は非公式推計で二萬五千ないし四萬といわれ、そのほかソ連製の裝備を有する約六萬の北鮮人民軍（訓練された民兵は約二〇萬といわれる）と、二萬五千の警察隊（日本から得た武器で裝備）がある模様である。

之に對し南鮮駐屯の米軍兵力は三月末現在で二萬といわれるが、六萬の警察及び三〇萬と稱する右翼青年團が武装されて新政府の國防保安軍に編成されるものと觀測される。米軍は撤退後も相當數の軍事經濟政治顧問團を殘留せしめると共に新政府側からは米軍に駐屯繼續を要望するものとみられている。米國政府は南鮮に對する外交代表を既に指名したといわれ、機が熟すれば南鮮新政府承認の擧に出ることが期待される。七月以降の對鮮援助費としては、米

國議會下院がガリオア資金一億七百萬ドルを承認したが、イロア資金六千萬ドルを否認した結果、上下兩院協議會の妥協たる占領地救済復興費一三億ドルのうちから朝鮮割當分が決定され支出されることになった。

ホツヂ司令官は六月十五日電力問題に關し再びソ連軍司令官に書簡を送り、船三隻分の電氣關係資材が到着したと、二〇〇萬ドル相當物資が積出を待機していること、送電さえ再開されれば直ちにソ連代表に引渡されることを通告し、未決済の勘定についても協議のため會談を開く用意があると申送つたが、メルクロフ司令官は十六日回答して依然電力問題に關する交渉は人民委員會に對してなさるべきだとの從來からの方針を改めず、米ソ當局間の交渉を拒絶した。かくて米國側は七名の電氣技術團を南鮮に派遣し、電力問題の調査、發電量の増大を研究させることにすると共に、二十五日米國政府よりモロトフ外相宛の覺書によつて、北鮮當局に對し直ちに南鮮への電力供給を再開するよう指令方要求するに至つた。

六月八日朝鮮東海岸において漁船が爆撃され、一一隻沈没、一四名死亡、一〇名が負傷するという事件が起つたが米極東空軍司令部は調査の結果、沖繩からの米軍飛行機が爆撃演習を行つた際、鳥影にかくれていた漁船が事前の偵察により確認されなかつたところから發生した事故であると發表した。南鮮國民議會にもこの事件をとりあけんとする決議案が提出されたので、ホツヂ司令官は十六日聲明を發し、米國の責任が確定されれば當局としてその損害賠償に萬全を期するをもつて、事件の真相が明かになるまでは批判をやめるよう朝鮮人に要望すると共に、十八日賠償處理委員會を組織して現地に派遣した。また同日別の聲明において、米國が日本を再建して軍國化せしめようとしての批判及び占領業務に朝鮮關係の日本人元高官を使用しているとの風評に答えて、之は米國及び南鮮國民議會の

信用を害せんとする共產黨の宣傳であると警告した。

ホツヂ中將は二十一日マツカーサー元師と打合せのため東京に飛來し翌日京城に歸つた。その用務については何ら公表されなかつたが、一般に電力問題か漁船爆撃問題のいずれかに關するものであらうといわれた。

第三章 南鮮政情の推移

(一) 諸政黨の發生

一九一九年三月の所謂「萬歲事件」を頂點として日本の統治下絶えざる獨立地下運動に暗躍してきた朝鮮人民族主義者たちは、日本の降伏によつて解放された朝鮮が即時獨立し朝鮮人の自由意思によつてその政治形態及び政府の決定をなし得るものと解釋した。

八月十五日直ちに朝鮮建國準備委員會が京城に結成され委員長に呂運亨、副委員長には安在鴻及び許憲(後に参加)を推して民主主義獨立國家の建設準備に邁進すると共に治安維持に協力するという名の下に事實上總督府の統治權限を委譲されたかの如き活動を行うに至つた。然し同委員會はその後の活動過程に於て急進派と穩健派間に内訌を生じ右派は之を脱退して韓國民主黨及び朝鮮國民黨を組織するに至つたので、踏み止つた急進的左派は呂運亨、許憲を中心として再出發し顯著な活躍を示した。

即ち米軍進駐の直前九月六日各界各層の代表一千數百名を京城に召集して人民代表大會を開催、南北鮮を合一し、

社會主義的傾向を有する「朝鮮人民共和國」の樹立を決定し、翌七日朝鮮人民共和國臨時組織法を上程採擇してその成立を宣言し、中央人民委員會を組織して中央執行委員一二名、人民委員五五名、候補委員二〇名、顧問一二名が選任された。更に十四日には共和國政府の組織完了を發表し、南北、左右、内外の有力な人材の名を連ね、主席には當時米國に滞在中の李承晩、副主席呂運亨、國務總理許憲、内政部長金奎植、外交部長金奎植、軍事部長金元鳳、財政部長曹晩植、保安部長崔容達、文教部長金性洙、宣傳部長李觀述、その他司法、經濟、農林、保健、遞信、交通、労働の各部長を決定し、書記長には李康國が就任した。

九月十一日米軍は南朝鮮に軍政廳を設置することを發表したが、アーノルド軍政長官は十月十日に至り人民共和國の合法性を否認し、傘下保安隊の解散と政府機能の停止を嚴命し、ホッヂ司令官も十六日南朝鮮における唯一の政府は軍政廳である旨を聲明した。人民共和國側は軍政當局のかゝる態度に反撥して軍政長官聲明の新聞掲載を拒否する舉に出たが、結局十一月二十日から三日間全國人民委員會代表大會を開き軍政に協力することを誓うに至つた。

人民共和國派の與黨としては建國準備委員會（十月七日朝鮮人民共和國に正式解消）を構成していた建國同盟（十月二十二日改組して人民黨となつた）並びに朝鮮共產黨が最も顯著で、前者は呂運亨を黨首として人民共和國の政治的基礎をなし、終戦前まで延安獨立同盟等との連絡の下に地下運動を繼續してきた共產民族主義者を包含し、共產黨よりはいくらか民族主義的に傾き、勤勞大衆を中心とせる全民族の完全な解放を主張した。後者には八月十五日成立した長安派（主席李英）と九月十一日結成された再建派（主席朴憲永）の兩派があつたが、十一月二十三日長安派の解散によつて再建派がその主流となり、建國準備委員會時代から全鮮を風靡したあらゆる急進的活動の指導勢力となつた。

つた。これら左翼政黨は封建勢力の打破を目標として十月までに七道、一二市、一三郡に地方人民委員會を結成すると共に、鑛山、交通、鐵道、出版、土木、通信、海員、木材、電氣、漁業、造船等各種産業別に組織された労働組合を十一月五日朝鮮労働組合全國評議會に結集して強力な労働運動を展開したほか、全國農民組合總連盟（十二月十日）全國青年總同盟（十二月十一日）全國婦女總同盟（十二月二十二日）の新勢力を把握するに至つた。

之に對して右翼を代表するものには韓民主黨と國民黨があつた。前者は九月八日宋鎮禹を中央執行委員長に、金性洙、張德秀、白寬洙等を中心として結成されたが、その政綱は他に比して特に穩健であり、朝鮮の四大財閥（金性洙、閔奎植、朴興植、韓相龍）、親日インテリ層、地主、資本家その他キリスト教團體、青年技術者などをその傘下に収めた。左翼陣營は韓民主黨を論難攻撃すること一再でなかつたが、十二月三十日遂に黨首宋鎮禹は共產派過激分子のため暗殺され、後に金性洙が之に代つた。安在鴻は九月一日建國準備委員會を去つて朝鮮國民黨を結成し「新民族主義、新民主主義」の立場を闡明したが、更に同二十五日共和黨、權友同盟、同志會、社會民主黨、自由黨と合同して國民黨を組織し、無産階級獨裁を企圖する共產黨の行き方を否定して地主資本家のほか比較的多數大衆の支持を受けた。

これらのほか終戦後簇生した群小政黨は無數ともい得べく、九月十二日米軍司令官の招請に應じて京城に參集した政治團體の数は七〇有餘、代表者七〇〇餘名に達し、その後四六年二月軍政廳に登録した政黨だけでも一三四に達するといわれる。

軍政廳は十月五日その指導下に軍政活動に協力することを任務とする朝鮮人顧問會議を組織し、各黨各派を網羅し

て金性洙、宋鎮禹、金用茂、呂運亨、曹晩植等一一名を顧問に任命し、政黨統一にも多大の關心を示したが、濫立した諸政黨の對立抗争は徒に政局を混亂に導き、統一を企圖する政黨間の動きもその全面的實現にはほど遠きものがあった。

之ら諸政黨の掲げた主張に共通するものとしては(1)即時獨立(2)三八度線の撤廢(3)軍政の終了等があった。

(二) 政黨統一の動きと左右對立

十月十六日亡命三十三年に及ぶ獨立運動の巨頭李承晩が米軍當局の招請によつて一市民の資格で米國から歸來し、政界統一運動に曙光を齎すものと期待された。果して彼自身「即時獨立、三八度線撤廢、叛逆者處分等の問題よりも大同團結が先決問題である」と主張して各黨統一に乗り出すに至つた。各政黨行動統一委員會、國民大會準備會、各政黨統一期成會、統一戰線本部等がそれぞれ各黨各派の大同團結を圖つたが未だ包括的な成果を得なかつた後、十月二十三日五〇餘の政黨團體を糾合して獨立促成中央協議會が結成され、李承晩を會長に推して政黨主義主張を超越した強力な共同行動を開始することが申合された。更に二十五日には在重慶大韓民國臨時政府の全面的支持とその還國促進、國民總意による正式政府の急速樹立と國民大會準備委員會の結成などを決議し、政黨統一運動としては少くとも右翼陣營にとり劃期的な成功を収めた。(之は四六年二月八日改組して大韓獨立促成國民會となり今日に至つてゐる。)然し左翼から之に参加したのは共產黨右派たる長安派のみで、その主力たる建國同盟及び共產黨再建派が合流しなかつたため左右統一は未だ成らなかつた。

十月二十一日人民共和國側から正式に主席就任の懇請を受けた李承晩が十一月七日之を拒否して以來左右兩派の對立は漸次深刻化していつた。かゝる情勢の下十一月二十三日かねて歸國を待望されていた大韓民國臨時政府の要人金九、金奎植一行が京城に歸還した。彼らは還國に當り「選舉により民主政府を樹立する。朝鮮の分割は許容できぬ」と聲明した。かくて右派は韓國民主黨、國民黨、韓國獨立黨(大韓民國臨時政府の與黨。その他同政府の與黨として韓國民族革命黨、無政府主義者同盟、朝鮮解放同盟等があつた。獨立黨の創立は一九三〇年一月に遡る。歸國後同黨は官僚、教員、辯護士、土着資本家、地主等の勢力から支持を受けている。黨首は金九)を主力として大韓民國臨時政府を支持し、正式政府樹立までの過渡的政權として全政黨社會宗教團體の代表及び著名革命家を網羅して連立暫定内閣を組織し、常備解放軍を組織せんとするに至つた。

こゝに大韓民國臨時政府派と人民共和國派はイデオロギ的に相對峙する形勢となつたのであるが、南鮮政界の對立混亂の一要因となつたものには、これより先十月二十日米國官憲によつて發表されて以來全鮮にわたり物議を醸した信託統治の問題があつた。信託統治に關する限り、當初は超黨派的に朝鮮信託管理委任統治制反對委員會が結成され、國際連合及び關係各國に朝鮮に對する信託統治案の撤回、自主獨立國家の速急樹立を要請する決議文を發し、舉國的な反對機運が動いてゐた。十一月二日獨立促成中央協議會は李承晩自らの起草したという「四大連合國及びアメリカ民衆へ送る決議書」を可決したが、之にも共同信託制を拒否しその他如何なる種類を問はず完全獨立以外のあらゆる政策に反對する旨の結論が述べられてあつた。

その間共產黨は獨立促成中央協議會の掲げた朝鮮問題解決の原則的條件に反撥を示し、十二月五日前記のものとは

別個のメッセージを發送した後、二十四日遂に協議會との正式絶縁を發表するに至つたが、二十七日發表されたモスクワ協定における朝鮮信託統治の決定に對しては各政黨とも一齊に起つて反對の聲をあげ殊に右翼は大衆を動員してデモ、罷業、閉店運動を行うと共に二十九日直ちに反託國民總動員委員會を組織して信託制反對を契機に左右兩翼の共同闘争すら協議される運びとなつた。

然るに左派は北鮮の状況と睨み合せて俄然態度を一變し、四六年一月三日人民共和國中央人民委員會は聲明を發し「モスクワ會談の信託統治決定はそれが獨立を促進する意味を持つ限り進歩的である」と信託統治を支持するに至つた。他方五大政黨たる國民黨、韓國民主黨、人民黨、共產黨、新韓民族黨(黨首權東鎮、副黨首吳世昌、十二月十日右翼的小政黨二二を統合したもの)の會談が開かれ、「朝鮮の自由獨立を保障し民主主義發展を援助する」というモスクワ協定の精神と意圖は全面的に支持するが、信託制は將來樹立されるべき朝鮮政府をして解決せしむべし」との共同聲明を八日發表したが、十二日右派主催の反託國民大會が左派と衝突するに及んで五黨會談は完全に決裂し、人民共和國中央委員會の提案になる臨時政府派との統一工作も晝餅に歸した。かくて信託問題をめぐつて動搖した政局も結局左右兩派の對立を決定的ならしめる結果にのみ終つたのである。

(三) 民主議院と民主主義民族戦線の對立並びに左右合作運動の推移

左右兩派は對立のまゝ、各々その陣營整備と地盤擴大に努めたが、一月十六日の豫備會談に始つた米ソ共同委員會による臨時政府樹立に際して有利な地歩を占めんとして、先ず右派は二月一日大韓民國臨時政府派の提唱によつて非常

政治國民會議を開催した。これには朝鮮の主要な政黨各種團體九〇が網羅的に招請され、各道代表五名宛も出席したが、左翼側は會議の構成、代表の選定が非民主的であると攻撃して参加せず、臨時政府派内部でも金元鳳、成周定、金星淑の三有力メンバーが之に反對して脱退し左派に走つた。然し米軍當局は之を支持し臨時政府準備の含みをもつて新たに軍政諮問機關たる南朝鮮大韓國民代表民主議院を設置すると發表し、非常政治國民會議が選出した最高政務委員二八名をそのまゝ、民主議院の議員に任命するに至つた。民主議院は二月十四日李承晩を議長、金奎植を副議長、總理を金九として成立し、臨時政策大綱二七條を發表した。然し之に共產黨代表は選ばれず、人民黨は三名の名を連ねたが出席せず、全くの右翼的機關となつた。

之に對抗する左派にも統一戦線結成の機運が生じ一月十九日人民黨、共產黨その他の政黨團體代表六〇名が民主主義民族戦線結成準備會を開き、二十三日には前記金元鳳、金星淑等の有力分子を右派から吸収して氣勢をあげ、人民黨黨首呂運亨も民主議員に任命されながら之を受けず、同議院成立直後の二月十六日民主主義民族戦線結成大會を開く運びに立至つた。之は人民黨、共產黨、朝鮮獨立同盟(延安から歸國したグループより成る。後三月六日朝鮮新民黨と改稱、特別委員代表白南雲)を中核とし、前記臨時政府脱退派に加えて労働組合全國評議會、農民組合總連盟、青年總同盟、婦女總同盟等の人民共和國系左派勢力を糾合したもので、執行委員四七名を選出し、呂運亨、許憲、朴憲永、金元鳳を議長團に推し、北鮮に呼應して南北鮮を通ずる民族統一の國民運動を展開することを決議した。之によつて左右兩翼は民主議院と民主主義民族戦線との二大陣營に統合され、來るべき臨時政府樹立にイニシアティブをとるべくその對立は激化の一途を辿るのみであつた。

三月一日、一九一九年獨立運動勃發の二八回記念行事についても、右翼は「己未獨立宣言記念全國大會準備會」により、左翼は「三一記念準備會」によつてそれぞれ全然別個の計畫をたて、京城においては前者は京城運動場、後者は南山公園で左右分裂のまゝ、祝賀會が行われている。

三月二十二日韓國獨立黨と國民黨の合同宣言が發せられたが、四月十八日に至り韓國獨立黨は國民黨、新韓民族黨ほか四團體を正式に吸収し、金九が中央執行委員長に推された。韓國民主黨もこれに合流することが論議されたが實現せず、國民黨、新韓民族黨内一部にも合同反對を唱えるものがあつた。これらの動きは三月二十日から本格的に開かれた第一次米ソ共同委員會の進展に鑑み右翼が行つた地固め工作であるが、四月六日には李承晩を中心とする南鮮單獨政府樹立説まで傳えられた。

然るに期待された米ソ共同委員會が五月六日遂に無期休會に陥り失敗に歸したのを契機として、左右抗争にも漸く自己反省の兆が現れ、臨時政府成立の先決條件たる政界の統一團結を圖るため、こゝに左右合作運動が表面化してきつた。即ち六月下旬以來左派の呂運亨と右派に屬する金奎植（從來右派を指導して來た李承晩、金九に代つて新しい動きの中心となるに至つた）は、米軍當局が企圖した朝鮮人の民意を代表する新立法機關設置案（六月二十九日發表）に同調して、七月二十二日左右兩派五名宛の代表が参加せる豫備會談を開いた。この左右合作委員會の構成は

右派

金奎植（民主議院副議長）

崔東旰（非常政治國民會議副議長）

金朋濬（韓國獨立黨）
安在鴻（"）
元世勳（韓國民主黨）

左派

呂運亨（民主主義民族戦線議長）

許憲（"）

金元鳳（"）

李康國（同書記長）

鄭魯湜（新民黨）

であつた。

右派は合作に當り①南北左右を通ずる民主主義臨時政府の樹立②信託は臨時政府樹立後米ソ共同委員會と自主獨立の精神に基いて解決する③米ソ會談再開要請の共同聲明④臨時政府樹立後六ヶ月以内に普通選挙による全國國民代表會議を召集する⑤その後三ヶ月以内に正式政府の樹立⑥普通選挙完全實施のための言論出版結社交通投票の自由保障⑦あらゆる制度法令は均等を期する⑧親日派、民族叛逆者は臨時政府樹立後特別法廷を構成して處理する、との八原則を提出した。

共產黨はこれを左派切崩し工作と見て強硬に反撥し、七月二十六日民主主義民族戦線を引つて①モスクワ三相會

談決定を支持して米ソ共同委員会再開を促進し、南北統一の臨時政府樹立に邁進する②土地改革、重要産業國有、労働法令等の實施③親日派、民族叛逆者等の排除④南朝鮮は軍政から人民委員会に政權を即時移讓する⑤軍政顧問機關或は立法機關の創設に反對、との五項目を左右合作原則として聲明せしめたので、左右合作委員会は發足當初より頓坐するのやむなきに置かれた。

その後共産黨が米軍當局の彈壓で屏息したのに伴い、呂運亨を除く左派代表は一新され、九月末には呂運亨は自ら北鮮に赴いて金日成、金料奉とも協議した。かくて金奎植と呂運亨の努力は遂に結實し、十月七日左右合作委員會の名の下に次の七原則が妥結決定された。

- (一)、モスクワ協定による南北を通ずる左右合作の臨時政府を樹立する。
- (二)、米ソ會談續開要請の共同聲明を發する。
- (三)、土地改革、重要産業國有化、労働法令等を實施する。
- (四)、親日派、民族叛逆者を處理する條例を合作委員から新立法機關に提案し、そこで審理決定實施する。
- (五)、南北を通じて檢舉された政治運動者を釋放する。
- (六)、新立法機關案は左右合作委員會において作成する。
- (七)、言論集會結社出版交通投票の自由を保障する。

右の原則を發表すると共に新設豫定の立法機關の内容に關してホツチ米軍司令官に要望するところがあつた。然し別個の南北政權がそれぞれ本質的に異なる具體的建設を行つてゐる以上、統一工作の事實上の困難さは十分に豫想せら

れた。

これより先五月二十二日には人民黨を脱した呂運弘、崔謹愚等の多數政客が右翼寄りの中間派グループとして社會民主黨を結成した。又李承晩は自ら六月三日南鮮單獨政府樹立計畫を發表して各方面に反響を呼んだ。六月十日には大韓獨立促成國民會全國大會が開かれ、總裁に李承晩、副總裁に金九、金奎植が就任した。更に二十八日には李承晩、金九を中心に民族統一總本部が設置されている。また九月中旬には右翼八黨が合同して新進黨を結成し、柳東悅、金朋濬等がその幹部に推された。之らはいずれも米ソ共同委員会失敗後における右翼陣營の強化策と見られた。

之に對し左翼の内部においても戦線の統一が行われた。即ち七月二十九日北鮮において共産黨と新進黨とが合同し北鮮労働黨として新たな發足を見たのであるが、南鮮においても之に倣わんとする氣運が生じ、まず人民黨がイニシアティブをとつて左翼政黨の合同を各派に呼びかけたのである。人民黨の此の提案に對しては各方面に活潑な反應が示された。即ちまず共産黨は八月四日、新進黨は七日之が受諾を表明し、九月四日右三黨による南鮮労働黨の結成決議が發表された。然し之には各黨内部に強硬な反對もあり、人民黨呂運亨、張建相、新進黨白南雲、共産黨姜進、崔益翰等は穩健左派を糾合して十月十六日社會労働黨(委員長呂運亨、副委員長白南雲、姜進)を結成するに至つた。尤も後日社會労働黨側が前掲左右合作七原則に反對の意を表明した一方南鮮労働黨も十一月二十二日の結黨大會で呂運亨を委員長に推す等兩者間には歩み寄りの動きが見られ、兩者の合黨も屢々喧傳された。

(四) 共産黨による暴動と臨時立法議院の成立

これまで左派の推進力として事毎に右翼及び米軍當局に反撥を示して来た共産黨の行き方は漸く軍政當局の態度を硬化させ、さき紙幣偽造事件に關して共産黨の責任が追及されたが、九月六日に至り軍政廳は共産系三新聞に停刊を命ずると共に共産黨書記長朴憲永のほか李康國、李舟河等の幹部に對し占領政策違反の廉で逮捕命令を發した。

かくして合法的活動を封ぜられた共産黨は猛烈な地下運動に入り、インフレ昂進、食糧事情窮迫に基く社會不安に乗じて、その指導下にある労働組合全國評議會、全國農民組合總連盟等の大衆組織を動員し、九月二十二日より鐵道總罷業（参加人員三萬といわれる）をはじめ海員出版電信等各部門の労働爭議及び米穀供出反對の運動を展開した。之に對し大韓獨立労働總連盟（右翼）による切崩し工作が行われたが、米軍當局も純然たる政治的意圖から出たストライキと斷じて之に強硬な態度を示した。然るに十月二日鐵道ストに關連して大邱で發生した官憲と群衆の衝突は忽ち慶北各地に波及し、大邱全市は數日間群衆に占據され警官の死者六〇餘、負傷者一〇〇餘、群衆側の死傷多數を算する大騒擾と化した。米軍は京城釜山を除く南鮮一帯に戒嚴状態を宣言したが、此の暴動指導の責任者として當局の追及を受けた朴憲永は爾後深く地下に潜り、李康國等は北鮮に逃亡した。更に騒擾は慶南、忠南北、全南等の各地に發生したが十一月末に至り漸く鎮定された。この暴動に際し左右合作委員會はホツヂ軍司令官に南朝鮮混亂對策委員會の組織を提案し、韓美（朝鮮、米國）共同會談を行つて真相の究明と事態收拾對策をたてた。然し騒擾後、軍政廳の左翼殊に共産黨に對する彈壓は愈々苛酷さを加えたので、かねて努力を繼續してきた左右合作工作も眞の結實が困難視されざるを得なかつた。

然し前記のとおり十月七日、七原則の上に一應の妥結に達した左右合作委員會の要請に基き、民主議院に代るべき

新立法機關として、十月十四日南朝鮮臨時立法議院の設置が米軍當局により公表された。同議院は一般民生問題及び軍政廳からの委任事項に關して立法權を有し、軍政廳重要職員任命の認證を行う權限が與えられている。軍政廳は議院の解散、議員の承認或は改選の要求、議決法案に對する拒否等の諸權限を留保しているが、軍政下の條件では最高の自治を與えたものである。臨時政府が樹立されるまで、政治經濟社會各方面の改革の基礎となるべき諸法規を制定する中間議會的性格を有する同議院は民選及び官選議員各四五名計九〇名から成り、民選議員の選挙は十一月二日實施された。然しそれには穩健左派の社會労働黨も参加せず結局韓國民主黨一五、大韓獨立促成國民會一四、無所屬一、二、韓國獨立黨二という右翼の一方的進出に終り、左派としては僅かに濟州島から人民共和國派と見られる二名が當選したのみであつた。

左翼がこの選挙を非民主的と攻撃したのはいふまでもないが、右派からも左右合作の中心たる金奎植が選挙に際し一部に不正が行われたとの抗議を發した結果、京城市及び江原道の再選挙が行われた。官選議員は十二月十日軍政長官によつて任命され十二日開院式が舉行されたが、韓國民主黨は右の再選挙に反對して之に出席せず、呂運亨も官選議員に指名されながら缺席して當日の出席者は定員の三分の二に過ぎず、同議院前途の困難を思わしめるものがあつた。韓國民主黨はその後米軍當局と妥協するに至つたので、軍政廳は立法議院の圓滑なる運営を通じて朝鮮人の自治育成に努力すると共に議院成立直後李承晩を政争の中心から一時遠ざけるため米國に送り、金奎植に左右兩派の團結を圖る主導的地位を與える方針をとつた。かくて金奎植は南鮮政界の中間勢力として愈々重きを加えるに至つた。

他方米軍政廳は既に九月十二日、朝鮮人に行政權を移讓する方針を發表した。

以上の如く一九四六年の南鮮政界は、幾度か試みられた左右兩翼の統一工作が失敗を重ねるうちに、その對立を益々尖鋭明確化しつゝ、終りを告げたのである。

(四) 立法議院と南鮮過渡政府の活動

立法議院は一九四七年一月九日の會議に於て法制司法、内務警察、財政經濟、産業労働、外務國防、文教厚生、運輸通信、請願懲戒の八常任委員會と資格審査、臨時憲法臨時選舉法起草、行政組織法起草、食糧物價對策、敵産對策、對日協力者民族叛逆者戦犯奸利輩に對する特別法律條例起草の六特別委員會が設けられ、全議員がそれぞれの委員會に所屬することになった。

米軍政長官は二月十七日立法議院の任務として

- ① 普通選舉法の速かな施行と近い將來に於ける總選舉の實施
- ② インフレ、政府支出、税制、闇市場統制、公定價格決定、生活費上昇、官吏俸給に關する審議
- ③ 工業生産低下についての對策、特に石炭不足の問題
- ④ 労働組合の援助と労働者生活狀態の改善のための労働立法
- ⑤ 軍政廳から日本の壓制に同調したものの除去の審査
- ⑥ 日本人財産の處理方法
- ⑦ 食糧の供出及び分配計畫

- ⑧ 冬期に於ける難民收容と給食
 - ⑨ 土地改革
- の諸項目をあけた。

軍政廳はさきに發表した行政活動を朝鮮人官吏に移讓する方針にしたがい、二月六日民政長官に安在鴻を任命し、軍政長官の下に一般民政全般を擔當する朝鮮人として最高の行政官たらしめたのはじめ、朝鮮人を續々軍政廳に登用すると共に米軍政官は顧問として残ることとし、五月中旬軍政廳の機構を改革して一切の部處長に朝鮮人を就任せしめ、十七日より軍政廳の朝鮮人部門は南朝鮮過渡政府と改稱された。之により軍政廳内に於て直接政務に携つてゐる米國人としては軍政長官ラーチ少將と長官代理ヘルミツク代將のみとなり、すべてが朝鮮人自體で運營されることとなつた。七月一日より公用語も従來の英語に代うるに朝鮮語を以てすることと改められた。七月三日には在米朝鮮人會長として聲望の高かつた徐載弼の歸國を迎えて軍政顧問に任命してゐる。

過渡政府朝鮮人部處長により組織されている政務委員會は九月二十五日骨子次のような時局對策要綱を發表し、朝鮮の統一獨立達成のため過渡政府に對する支持と協力とを民衆に要望した。

- ① 過渡政府は朝鮮民族の自主獨立完成のために歴史的に規定された準備機關で、朝鮮人はこれを事實上の政府として協力すべきである。
- ② 米軍司令官の有する朝鮮統治權限は朝鮮民族の立場から運用されることを期待する。
- ③ 過去の政治運動は愛國的で軍政と協力する親米的建設的な政客のそれと、反軍政的反米的破壊的團體のそれと

の二大陣營に對立している。

④ ソ連は朝鮮を支配せんとしている。眞の統一は國際的監視を通じて行われる南北共通の公正な選挙によつて達成される。

⑤ 南鮮は南北統一の主導力となるべきで、その強化が圖られるべきである。之はたまたま軍政廳の永續性を主張し、過渡政府政務委員會が將來政權の擔當者たるを自負している如く解される節があつたため南鮮政界に物議を醸し、大韓獨立促成國民會、韓國民主黨、韓國獨立黨、民主主義民族戰線その他の諸黨から猛然たる攻撃を受け、立法議院もかゝる重大な政綱を豫め同院に諮ることなく朝鮮人の意思として外部に發表したことに憤激し、十二月十日民政長官安在鴻の糺彈決議案を可決するに至り、南鮮右派部内の不統一を露呈したもつとして注目された。

十一月末までに立法議院で討議された議案は九七件（議決五八、未決三二、保留七）であつて、通過した主なものには立法議院法、未成年者労働保護法、立法議員選舉法、米穀收集法、公娼制度廢止令、四十八時間労働制の確立、麻薬統制、地租値上、外國爲替銀行設立、軍政廳機構改正等がある。軍政長官が保留しているものは臨時憲法、對日協力者等特別法、新聞及び定期刊行物法などである。

右の臨時憲法は八月六日議院に於て可決されたが、軍政廳は十一月二十日「立法議院は憲法制定の委託を國民より受けているといひ難く、またその實施によつて南鮮行政機構の全部が改編されねばならぬから、その施行は不適である」との理由で之を留保した。それは國運による朝鮮問題の取扱との關連に於て爲されたものと考えられた。對日協

力者等の特別法についても十二月十日留保理由として朝鮮人が總力を結集すべき際之を施行するのは不適と述べられた。

㉞ 信託統治をめぐる左右對立の激化

信託統治反對を標榜する右翼の態度は依然變ることなく、四七年一月十三日民族統一總本部、大韓獨立促成國民會、韓國民主黨、韓國獨立黨等一九政黨社會團體は共同聲明書を發表し、朝鮮の二分を招來した南北分割占領協定の破棄モスクワ協定中より信託統治條項の削除、朝鮮人による臨時政府の樹立、軍政の廢止を要求した。

また金九を中心として右翼三五團體は米英ソ佛華五國に對し信託統治の取消を要望すると共に信託實施を準備するが如き如何なる機關にも参加せんと聲明し、一月中旬信託統治反對一週年を記念する全鮮的示威運動の展開を企圖したが、軍政當局及び李承晩（四六年末以來渡米して信託反對、即時獨立を各方面に訴えていた）の警告によりデモは中止された。

立法議院に於ても一月二十四日四四名の議員が署名して信託反對を表明し、また左右合作委員會が反託運動に参加せぬことに反撥して右翼は同委員會に代表を送らぬと決議し、軍政當局の不滿を買つた。

この動きを集中したものとしては同じく二十四日韓國民主黨、韓國獨立黨、大韓獨立促成國民會、大韓獨立労働總連盟等右翼四二團體により結成された反託獨立闘争委員會がある。之には顧問に李承晩、委員長に金九、副委員長に趙素昂、金性洙が選ばれ、三月下旬には同委員會の名をもつてモスクワ外相會議にメッセージを送り、信託統治抹殺、

三八度線撤廢を要請した。

米國側はかねて信託統治、米ソ共同委員會の趣旨説明によつて南鮮右翼の反託氣運緩和に努力してきたのであるが右翼は一向に鎮靜せず逆に李承晩、金九を中心とする南鮮單獨政府樹立の風説まで行われ、當時歸米中のホツチ司令官も之を否定する聲明を發した。

之に對し左派は一月二十九、三十の兩日民主主義民族戦線擴大中央委員會を開き、米軍がモスクワ協定を實行するならば積極的に之を支持すること、軍政への協力態度を密にして反動分子の孤立化を圖ること、共同委員會の再開を促進すること等を決議した。同時に逮捕された左翼幹部の釋放を要求し、また普通選挙法案を作成して軍政廳に採用せしめ中間派及び一部右翼を包攝する戦線の擴大をも策した。

三月一日各地に於て獨立記念行事が催された。京城に於ては四六年と同様右翼は京城運動場に、左翼は南山公園に集合して夫々別個に行事が進められたが、示威行進の途次兩者間に衝突が起り、また濟州島その他でも騷擾が発生した。三月二十二日には京城、釜山、大邱、群山、光州、忠州、春川、濟州島等南鮮主要地區において、鐵道電氣出版その他の労働組合及び學生によつて警察干涉反對、従業員の生活保障、檢舉された労働組合全國評議會幹部の釋放、國立大學案反對等の要求を掲げたストライキが敢行された。その多くは二十四時間ストに止つたが、軍政廳は之を指導した左翼幹部の一齊檢舉を行い、逮捕人員は四月初旬までに二七〇〇餘名の多き上つた。五月一日のメーデー行事も労働總連盟（右翼系）と全國評議會（左翼系）との双方に分離して行われ、全南、慶北、江原等に於ては左翼指導下に民衆が警察、官公署を襲撃した。また學生多數がメーデーに参加し、檢舉されたもの八〇〇名に達したといわ

れる。

五月十三日には金九を中心とする大韓民國臨時政府奉戴推進大會が開かれようとしたが、政府組織に類似するものは許容せずという軍政廳の方針によつて開催禁止となつた。

(四) 米ソ共同委員會に對する各政黨の動向

米ソ共同委員會再會を前にして米軍當局は李承晩、金九その他右翼幹部と會談し反信託運動への不参加を求めたが成功しなかつた。五月十七日安在鴻民政長官は命令を發し、共同委員會開會中はその賛否を問はず信託統治に關する一切の示威集會を禁止した。同日左翼の行動隊たる南鮮民主青年同盟（四六年四月二十五日結成）は解散を命ぜられた。共同委員會米國首席代表ブラウン少將も十八日右翼領袖を招き反託運動を行う政黨團體は共同委員會との協議から除外される惧れがあると警告したが、彼らはデモの中止、モスクワ協定支持宣言への署名等を拒絶し、二十二日には李承晩、金九の共同聲明を以て「三八度線の撤廢と獨立民主政府の急速樹立を共同委員會の目標として要望するが信託統治の形式及びモスクワ協定の民主的發展の原則が明確にされぬ限り委員會に盲従できな」とした。このような右翼の態度は朝鮮の獨立を遅延させる性質のものだとの軍政當局の注意にも拘らず、却つて米國務省と右翼領袖間には南鮮に別個の政府を組織する秘密協定が締結されたというようなデマが流布された。然し李承晩は態度を軟化して二十四日には秘密協定の存在を否定すると共に右派政客に對して委員會との協議に参加するよう怂慫した。

韓國民主黨もその後米軍當局と妥協し共同委員會との協議に参加することを表明したが、六月十七日同黨が中心と

なつて臨時政府樹立對策協議會を結成し、依然信託統治絕對反對、南北を通ずる總選舉による臨時政府樹立、臨時政府は大韓民國臨時政府の法統を繼承すべきものなることをスローガンとして共同委員會に對する右翼の態度強化を圖つた。他方韓國獨立黨は協議參加の問題をめぐつて三派に分れ、黨内の主流をなす臨時政府派は絕對不参加、革新派は參加を表明し、民主派はできるだけ黨の立場を離れず參加しようとしたため、參加派の代表たる安在鴻（民政長官）は同黨中央本部委員會によつて除名處分を受けるに至つた。

之に對し金奎植を中核とする中間派は左右合作委員會を中心として共同委員會積極支持の途を歩み、委員會開催前にも既に金奎植は屢々呂運亨、元世勳、安在鴻等と懇談を重ねた。五月二十五日には中間派六四の政黨團體が集つて協議會を結成し、共同委員會推進を強調して委員長に金奎植、副委員長に李克魯を推し、米ソ兩國代表に會談成功を要望するメッセージを送つている。

左翼側に於ても呂運亨は一月二十七日聲明を發して民主主義民族戦線の赤化を誓めると共に反託は徒らに國際孤立民族分裂を招來して獨立を遅らしめるものと主張していたが、その後社會勞動黨の舊幹部と共に五月二十四日新たに勤勞人民黨を結成し委員長に推された。副委員長には白南雲、李英、張建相が選ばれている。同黨は原則的には民主主義民族戦線に参加したが南鮮勞動黨とはあくまで別個の動きを示し、左翼の再編と左右合作の推進力として期待されるどころ大なるものがあつた。なお四六年一月右翼から左翼に走つた金元鳳を黨首とする民族革命黨は六月初旬人民共和黨と改稱している。

六月二十三日右派の一部は遂にデモを敢行し米國代表ブラウン少將に面會を求めて、信託撤回、總選舉實施、自立

國家の即時樹立、李承晩、金九の擁立を叫ぶと共にソ連代表シュチコフ大將の乗用車に投石するに至つた。之に對し左翼の民主主義民族戦線は六月十七日共同委員會との協議參加を決定すると共に、人民委員會制による共和國の樹立委員會との協議團體中より親日派、民族叛逆者、有名無實の團體を排除するよう依然主張し續けた。

従來左派領袖の中でも独自の立場を執り左右合作の中心人物であつた勤勞人民黨首呂運亨は七月十九日北鮮から潜入したといわれる青年によつて暗殺された。

南鮮に於て共同委員會との協議に参加を表明した政黨團體は四二五の多きに達し、その中には學校同窓會、親睦會、學會、諸文化團體までが含まれていたが、それらが掲げる政綱によつて次の三大潮流が區別され得る。

一、韓國民主黨を中心とした臨時政府樹立對策協議會の系列（右翼）

- 國 號 大韓民國
- 行政機關 大統領制
- 土地改革 有償買上り有償分配
- 敵 産 無償沒收有償分配
- 産 業 大は國有國營、中小は私有私營

二、左右合作委員會の系列（中間派）

- 國 號 高麗共和國
- 行政機關 大統領國務委員會制

土地改革 沒收及び買上による無償分配

敵産 無償沒收無償分配

産業 大は國營、中は官民合辦、小は私有私營

三、民主主義民族戦線の系列（左翼）

國號 朝鮮人民共和國

行政機關 人民委員内閣制

土地改革 無償沒收無償分配

敵産

産業 大中は國營、小は私營

七月二十七日京城に於て民主主義民族戦線主催で行われた共同委員會慶祝臨時政府樹立促進大會に於て左右兩翼の衝突があつた。八月上旬に至り十五日の解放記念日を期して革命を企圖したとの理由で、南鮮労働黨その他民主主義民族戦線に参加している約一〇〇名の左派分子が京城で逮捕されたため、首脳部は或は北鮮に逃れ或は地下に潜行した。地方に於ても警察襲撃、米穀供出妨害の廉で左翼が多數逮捕されたので、共同委員會ソ連代表は原狀回復の措置を要求した。之に對し米國側は檢舉を當然の警察措置とすると共に逆に朝鮮の政治問題にソ連が捲き込まれぬこと、特に軍政廳に服従せず米國に敵對する政黨團體にソ連が保護を與えぬよう勸告した。十五日の京城に於ける解放祝賀會は左翼不参加のまゝ行われ、席上シュチコフ大將の發言が群集の反對の聲で妨害を受けた事案も起つた。

八月上旬李承晩を盟主に韓民族代表者大會が開かれ南鮮總選舉對策、民族陣營の大團結の要が叫ばれたが、九月初め南鮮單獨政府樹立に關して李承晩と金九との間に意見の相違を來したと傳えられた。九月二十一日重慶に於て臨時政府傘下に朝鮮人民軍たる光復軍の指導に當り、四月歸鮮した李青天を中心に一五萬の青年によつて大同青年團が結成され、二〇餘の右翼團體の糾合が要望された。

共同委員會の行詰り、朝鮮問題の國連總會上程と共に中間派に政黨合同の機運が昂まり、安在鴻（韓國獨立黨除名、國民黨）、洪命熹（民主統一黨）、金乎（新進黨）、金炳魯（民衆同盟）、李克魯（健民會）等が結束して九月二十三日民主獨立黨を組織した。

四 朝鮮問題國連提訴後の經過

九月十七日マールシャル國務長官が朝鮮問題の國連總會上程を聲明したのに對し、南鮮左翼は直ちに之をモスクワ協定違反と非難したが、臨時政府樹立對策協議會は獨立への飛躍的前提として諍辭を送り、韓國民主黨は國連議長に感謝決議文を送つた。二十六日米ソ共同委員會の席上ソ連代表シュチコフ大將が突如米ソ兩軍の同時撤兵を提案するに及んで、右翼は從來信託統治に反對し軍政の撤廢を要求して來た態度を急變し、李承晩は「米國に道德的責任觀念があるならば決して占領軍の撤退は行われぬだろう」と語り、金奎植も「その結果共產主義は北鮮から赤い熔岩の如く南鮮に擴がり朝鮮の自滅となる」と述べ、兩者ともにその結論として米國が北鮮人民軍に對抗し得る南鮮軍隊を養成すべきことを主張した。二十七日には西北青年連盟（元來北鮮から脱出した學生が組織した極右青年團體で廣く南鮮

右派を包含している)が北鮮人民委員会打倒、米國支持を叫んで大デモを行った。十月四日には右翼青年團がデモ行進を行いソ連領事館前で国民警察隊と衝突し、五日には反ソ大會が開催されて米軍撤退反對、李承晩を朝鮮代表として國連への派遣、南鮮軍の組織等を要求している。七日にはホツヂ米軍司令官に對し李承晩の國連派遣と南鮮選舉期日の決定を要求する坐込み示威が行われた。

十月十七日シュエチコフ代表は京城首都警察廳長張澤相の罷免を求めたが米國側は之を拒否した。張澤相は十三日の朝鮮新聞にソ連の共同委員会代表團員アナートル・シャブシンにスパイ行動のあつたこと並びに八月十五日南鮮労働黨が革命を誘發せんとした計畫の背後にソ連の操縦があつたことを暴露したものであつた。

然し朝鮮問題の國連による處理方式が決定しても南鮮の一般世論は大體悲觀的で、保守系新聞朝鮮日報が行つた調査では國連が朝鮮問題解決に成功すると考ふるものは僅か一七%で、残りの八三%は不成功と回答し、朝鮮人が國連の審議に冷淡で、無收穫に終つた米ソ共同委員會の單なる延長に過ぎないと感じていることを示した。

國連の朝鮮問題審議に伴う反應の著しいものとしては韓國獨立黨を中心とする一三政黨の動きがある。これらの政黨は十一月初旬一三政黨協議會を設け、左右合作委員會金奎植、韓國獨立黨趙素昂、民主獨立黨洪命熹、勤勞人民黨張建相、農民黨元世勳、獨立勞農黨柳林、その他社會民主黨、新進黨等、その性格として中間派を主とする團體が推進力となり、國連審議の經過を検討した結果、十一月十五日には國連決議によつて朝鮮に派遣される國連委員會に對し民族の自主的立場から南北を通ずる民族代表機關を設置し、撤兵、總選舉等については之と協議して決定するよう要請する等の原則的協定に達した。爾後の問題は此一三政黨協議會を全南鮮政黨代表會議に擴大し、次いで北鮮人

民委員會に呼びかけることであつた。十七日そのため韓國獨立黨によつて開かれた李承晩、金九、趙素昂等の五人會談に於て李承晩がこの方針を拒否し、金九も二十四日各政黨の合意があるまでは協議會の具體的機構を組織する要なしとの保留的態度を表明したため行惱みの状態に陥つたが、右の原則は後に尾を引いて南鮮單獨選舉實施をめぐる政界不統一の因をなしたものである。

即ち南鮮労働黨も十二月初めに之に参加する用意があることを表明し、金九も更に態度を明確にして各黨の了解さえ成立すればこの運動自體に反對するものでないと述べた。然るに韓國民主黨は國連決議と異なる南北要人會談ないし米ソ兩軍の撤退促進を協議するこの路線は左翼の代辯に過ぎずとして参加せず、かくして李承晩を中心とする最右翼の立場は國連總會の決議以來、南北鮮統一反對、南鮮單獨選舉單獨政府樹立の方向に急速に明確化して行き、場合によつては軍政廳と獨立に國連朝鮮委員會着任前に單獨選舉を行うことすら辭せぬ氣構えを示すに至つた。

李承晩と金九との間はさきに單獨選舉實施、單獨政府樹立の問題で疎隔していたが、十二月初旬兩者の了解が成立し大韓國民議會(大韓民國臨時政府を支持する右翼政客を糾合した機關で、軍政廳と關係がある正式なものではない。同政府は亡命中議立法機關として議政院を組織していたが、歸國後政府類似の形態呼稱が許されぬため大韓國民議會の名の下に李承晩、金九を中心とする臨時政府派要人の連絡協議が行われていたようである)制定の選舉規定によつて最短期間内に自主的選舉を行い、もし國連決定による委員會監視下の選舉がこの企圖と一致する時にはそれに協調しようとの申合せも發表されるに至つた。李承晩を指導者とする右の大韓國民議會は十二月一日以降の會議に於て韓國民族代表大會、大韓獨立促成國民會、民族統一總本部などの右派連合體と合流統一することを決議したが、實

現の運びには至らなかつた。

十二月二日韓民主黨政治部長張徳秀が暗殺されたが、その背後関係には金九を頭首とする右翼實力派が介在していることが明かにされ、意外な右翼陣營内の勢力抗争の表面化に政界の衝撃は大なるものがあつた。張徳秀は韓民主黨内のブレン・トラストの有力な一人であつたが、李承晩が独自の南鮮政府樹立を呼號したのに對して國連方式を支持し、この兩者間にも意見の衝突があつたと傳えられ、正に南鮮政界の混沌たる動向を示したものであつた。

十二月十五日左右合作委員會は解體を宣言し、二十五日朝鮮民族自主連盟が金奎植を中心に結成されて中間路線を堅持して進むことになつた。

(ウ) 南鮮單獨選舉に對する各派の態度

一月八日京城に到着した國連臨時朝鮮委員會は朝鮮人から選舉に關する意見を聴取するため全鮮政界要人との協議に乗り出したが、二十三日委員會が特に協議を求めた人物は曹晩植、金日成、金科奉、李承晩、金九、金奎植、金性洙、許憲、朴憲永の九名であつた。そのうち南鮮關係は前三名を除く六名であつたが、左翼の領袖許、朴の兩名は遂に姿を現さず、協議が實現したのは李承晩、金九、金奎植、金性洙の右翼、中間派代表に過ぎなかつた。その際李承晩は國連委員會に對し三週間以内の南鮮單獨選舉實施を要求し、金性洙もまたやむを得ない措置として單獨選舉を肯定したが、金九と金奎植とは共に南北鮮の統一を主張して兩地區代表による政治指導者會談の開催を要望したといわれる。金九はこれまで右翼の實力派として李承晩、金性洙と大體歩調を揃えてきたのであるが、南鮮單獨選舉實施の

問題に關して異見を懷くに至り、一時は協調を傳えられた兩者の見解の相違がこゝに明確化し、金九の主張は表面的には中間派金奎植の立場と相通じていることが知られた譯である。

北鮮入りを拒否された國連委員會が問題を國連小總會に移管することを發表した翌日の二月七日、各地で南鮮労働黨の指令によるスト、サボが開始された。これらは要求の冒頭に國連委員會の引揚を掲げ、主要目標を交通通信の攪亂に置いた。「ゼネスト委員會」と稱する團體が米軍司令官に送つた書簡には委員會の退去、米ソ兩軍の撤兵、人民委員會への政權移讓、土地の沒收再分配、産業の國有化等を要求している。暴動は七日より九日の三日間に亘つたが、死者四九、逮捕六二〇に達したほか機關車の破壊、駐在所の襲撃、鐵道電線の切斷が多數發生し、また京城の韓民主黨機關紙東亞日報社が襲撃された。この暴動資金として四七年末北鮮で行われた通貨改革により回收された巨額の朝鮮銀行券が南鮮に密搬入されている事實が指摘された。

李承晩、金九、金奎植の三名は二月十一日會談を行い、さきに表面化した意見の對立調整を試みた結果翌十二日李承晩の聲明に於て「三名は南鮮で可及的速かに選舉を行うことに意見一致し、國連委員會に對して南鮮にはもはや見解の相違があると考える要なしと通告した」と發表され、之は右派の大同團結と中間派の引込みが奏效したものと見てその後の展開を期待された。

更に二月二十五日夜から三日間に亘り全北を中心として國連委員會反對の暴動が再燃し、多數の警察官駐在所が襲われ死者三七を出したが、その際共產黨の支配力が及び得る村落に人民委員會を設立すべしとの北鮮からの指令書が発見されたといふ。

國連小總會決議の結果は事實上南鮮單獨政府の樹立を意味し、さきに李承晩との合意を伝えられた金九と金奎植は之が南北鮮の永久分割を來すものとして再び反對態度を表明するに至り、右翼、中間派が選舉を前にして企圖した統一合流は遂に挫折する破目に陥つた。金奎植は二十七日自ら議長をつとめる南鮮臨時立法院の非公式會議で、右派議員が國連小總會の決定を支持する決議を行つたのに反對し、議長辭任の意を洩して退場し、副議長崔東時及び三〇名の議員（主として官選議員で中間派）も之に續いた。此の結果金、崔の兩名は議員を辭することとなり他の退場議員は除名處分を受けるに至つた。

三月一日の獨立記念日には數千名の右派學生のデモが行われ米軍の撤退、北鮮人民共和國打倒、李承晩支持などのスローガンが掲げられ、李承晩自身も之に對して「國連は朝鮮の唯一の希望である」と演説したが、國連及び軍政廳打倒のピラを撒いた左派學生との間に衝突を起した。

かくて國連の朝鮮問題處理方式に賛意を表するものは保守陣營の李承晩が率いる大韓獨立促成國民會一派と金性洙の韓國民主黨のみとなつた。特に李承晩は單獨選舉に喜んで参加しようと言ひ、將來の國民政府の構想に關連して「米國に對し朝鮮人軍隊の訓練指導を要請し南鮮六萬の警察と三〇萬の青年團員に武器が與えられるならば六週間に内に北鮮に對抗する軍隊を作ることができるとまでいつている。之に對し金九は、米ソ兩軍に同時撤退を要求しその後に自主的國民政府を樹立するため南北政界領袖會議を開くべしとの民族主義的立場を明確にし、多年連繫してきた李承晩と袂別してしまつた。金奎植また選舉よりも全鮮政治指導者の共同會議を政府樹立の先決條件とする本來の線を離れなかつたのである。金九、金奎植その他七名の政界要人は三月十一日「單獨選舉に参加せず、南北統一に努力す

る。朝鮮民族の問題解決を米ソ兩國の見地に追隨して行わんとするのは本末顛倒である」と共同聲明を公表するに及んで、この對立情勢は愈々決定的となるに至つた。

(4) 南北會談の反響と單獨選舉の實施

金九、金奎植の兩名は既に二月十六日北鮮政界の指導者並びにソ連軍司令官に對して共同書簡を送り、統一政府樹立問題檢討のため南北鮮政界要人の合同會談開催を提案していたが、三月二十六日の平壤放送は之に對する回答に代えて北鮮民族民主統一戦線が全鮮的政黨社會團體連合會議を四月十四日平壤で開催するに決し、單獨選舉に反對する十數の南鮮政黨團體を之に参加するよう招請したと傳えた。此の呼びかけは金九、金奎植を中心とする南鮮政界の動きを目標としたものであつて、二月十六日發表された朝鮮民主人民共和國臨時憲法草案の假採擇及び全朝鮮軍の組織宣言による牽制にも拘らず、國連小總會は南鮮單獨選舉強行を決定し、左翼の妨害を排して選舉準備は米軍の協力により進捗し、李承晩、金性洙の右翼勢力が着々地歩を固めて行く南鮮の形勢に對處した新たな戦術と見られた。

金九、金奎植が招請に對して参加の意思表示をしたのに伴ひ、かねて南鮮單獨選舉に反對していた南鮮諸政黨は一齊に南北會談を支持するに至り、四月五日南鮮の政黨團體連合大會を京城に開き、大韓獨立促成國民會と韓國民主黨を除く殆どすべての政黨團體が南北會談のみが民族の統一自主獨立の途を拓くものと決議する形勢となつた。

金九、金奎植は連絡員を平壤に派して北鮮側が會談に臨む態度と誠意を打診した後夫々自黨の意見統一に努力したが、十四日の豫定期日には平壤に到着せず會談は數日延期された。南鮮労働黨、人民共和黨その他の南鮮左派が招請

に應じて金日成に送つた書簡は、國連監視下の南鮮選挙の結果が米國の植民政策に迎合する李承晩、金性洙を主體とした傀儡政權の樹立となると激越な措辭を用いていた。

十九日豫備會議に始つた南北會談は遂に開催の主要な狙いであつた金九、金奎植の参加を得るに至り、南北五六政黨團體の代表六九五名によつて政治經濟情勢の報告、討論等が行われた。金奎植は二十一日京城出發に際し、連合會議参加の條件として次の五項目綱領を豫め提示していることを公表した。

- ① プロレタリア獨裁を含むあらゆる獨裁政治に反對し、眞に國民を代表する民主政府の樹立を主張する。
- ② 獨占資本主義に反對すると共に私有財産を承認する。
- ③ 全鮮的總選挙により統一政府を樹立する。
- ④ 外國の朝鮮領域内における軍事基地設置に反對する。
- ⑤ 一定時期に米ソ兩軍の撤退を主張する。

連合會議は二十六日南鮮單獨選挙反對、國連朝鮮委員會の引揚、米ソ兩軍の即時撤退を要求し、朝鮮政情混亂の責は米國にあるとのメッセージを米ソ兩國政府に送つて二十八日閉會したが、更に三十日には①米ソ兩軍の同時撤退②兩軍撤兵後内戦を誘發せぬことの確認③撤兵後全鮮政治會議、自由選挙による民主主義政府の樹立④南鮮單獨選挙反對の四項目よりなる共同コミュニケ（北鮮側労働黨以下一五團體、南鮮側労働黨、韓國獨立黨、民族自主連盟以下二八團體が署名）を發表した。

南鮮代表は五月五日京城に歸つたが七日金奎植は「南北會談に於ける統一準備は、自分の提案五項目を北鮮側が承

認し、自分が共同コミュニケ署名を受諾したことを基礎としており、四月二十九日南北會談と併行して開かれた北鮮特別人民會議で採擇された朝鮮民主人民共和國の憲法は之に無關係で、それは將來全鮮立法機關の参考とされる草案に過ぎぬ」と語つたが、依然南鮮單獨選挙反對の態度を固持し、金九も聲明を發して投票忌避の合法手段で選挙に反對するよう韓國獨立黨員に要請した。かくて南鮮選挙は大韓獨立促成國民會、韓國民主黨のほか少數政黨團體、無所屬のみの競争となり、南北會談に参加した諸政黨團體は遂に候補者を立てようとしなかつた。

選挙期日は當初五月九日に豫定されていたが當日が日蝕のため翌十日に延期された。選挙人の登録は三月三十日より四月九日までの間に行われたが全有権者の九一%を超える好成績をあげた。選挙期日が近づくにつれて左翼の選挙妨害行爲は各地に表面化し、駐在所選挙登録事務所の襲撃、選挙關係官吏並びに立候補者の暗殺、交通通信電力線の切斷、右翼新聞社に對する放火、學生の盟休等の不祥事件が相踵いで起り、過去四ヶ月間の犠牲者は四〇〇名に達した。北鮮放送は九日終日南鮮民衆に選挙ポイコットを使喚し、南鮮労働黨はゼネストの指令を發した。特に濟州島の暴動は最も惡質大規模で四月初旬以來絶えることなく、三千名と稱せられるゲリラ部隊が猖獗を極め現地に派遣された警察隊との間は戦闘状態に陥つた。

十日の選挙當日は警察及び米軍の嚴戒裡に豫定通り投票が行われ、一部に騷擾の發生も見られたが一般的にその経過は豫想より遙かに平穩で、投票者の出足も極めてよく、二十一日に發表されたところでは投票率九三%を越えたとされる。

九〇九名の立候補者に對する一九七名の當選者（定員二〇〇名のところ暴動の甚しかつた濟州島地區三名の結果發

表は遅れた)は黨派別にして

大韓獨立促成國民會	五六
韓國民主黨	二九
大同青年團	一三
民族青年團	六
民族統一黨その他少數黨派	一〇
無所屬	八三

となり、豫想された如き右翼の壓倒的勝利に終始した。その後濟州島三選舉區のうち一のみは當選者が確定したが、他の二地區の選舉は無効を宣言され六月二十三日再選舉が行われることになった。また無所屬議員は漸次非公式に何れかの黨に加入したので

大韓獨立促成國民會	六五
韓國民主黨	八四
大同青年團	三二
その他無所屬少數派	一七

の議席分布になつたようである。無所屬中には三名の左翼(非共產主義者)が含まれているといわれる。國民議會の成立に伴い、四六年末過渡的な立法機關として設置された南鮮臨時立法議院は五月二十日その使命を終つて解散した。

(七) 南鮮國民議會の發足

國民議會の召集權は五月二十五日米軍司令官の布告により國會選舉委員會委員長に與えられ、議員は二十七日國會準備委員會を開き國會の構成手續に關する規程を討議した後、三十一日國民議會開院式が行われ、議長に李承晩(獨立促成)、副議長に申翼熙(同)金東元(民主)が選出された。李承晩はその就任演説において、朝鮮共和國の再生を宣言し、國民議會が全朝鮮唯一の代議機關であると述べ、一定數の議席が北鮮代表のため残されていることを明かにすると共に共產黨の協力を要求した。また當面の措置として憲法の採擇、國民政府の組織、ソ連との直接且つ友好的な交渉の開始、日本との間の政治經濟上の緊急問題の解決をあげ、國連及び米國の援助を要望すると共に朝鮮保安軍の組織まで米占領軍が駐屯を繼續することを希望した。開院式に參列したホツヂ司令官は「國民議會は軍政廳の一部ではなく獨立の機關であり、米軍はその活動に干渉する意圖はないが、常にあらゆる援助をおしまぬ」と述べた。

六月一日國民議會に送られたホツヂ中將の書簡は

- 一、國會が議席の一部を北鮮代表に留保していることを宣言する決議を行う。
- 二、國會は國連朝鮮委員會と接觸する連絡委員會を任命する。
- 三、國會は憲法の採擇について朝鮮人の必要と心理に適應しないような早まつた措置を避ける。

の三項目を示唆していたところ、之は米軍當局が表明した國會不干渉の立場と矛盾するとの論議が議員間に發生して問題となつたが、結局右の書簡作成日附が國會開會の數日前であつたことが判明し、不問とされることになつた。

國會本會議は、まず憲法及び政府組織法、並びに國會法及び國會規則起草の兩委員會を設置して四日より休會に入つた。八日再開された國會は十日の本會議で國會法、國會規則を採擇した。臨時對外交渉委員（國連委員會との連絡に當る）、常任委員（資格審査、内務、外務、財政等九ヶ委員會）が選任され、更に十二日には北鮮民衆に呼びかけ、できるだけ早く自由な選舉を行い國會に参加する代表を送ることを提議する決議案を可決した。

憲法草案は起草委員會において審議の結果、二十三日本會議に上程された。同案は國號を大韓民國とし、國會單院制、大統領中心主義を基調としたものである。李承晩はかねて米國憲法に範をとり行政の運営を大統領の支配下に置くべきことを主張しているのに對し、金性洙の韓民主黨側は廣汎な權限を首相が保有するフランス流の責任内閣制を固持しており、この意見の相違は國會を單院とすべきか兩院制をとるべきかの論議とも關連して、憲法制定をめぐり院内諸派間に活潑な動きが見られる。

他方南鮮單獨政府樹立に反對の韓國獨立黨、民族自主連盟、民主獨立黨等は、その後朝鮮統一促進方策を練つており、五月二十八日、六月三日の二回にわたり金九、金奎植が會談した結果、南北鮮統一對策委員會を設置して南北會談參加政黨團體を包含する救國戰線結成の方向をとることとなつた。金九は二十五日新聞記者に對し「内外の情勢が更に緊迫し、いやでも民族が統一を強いられるようになる時こそ、自分と李承晩との合作のみならず、全民族が合作せねばならぬ」と語り、單獨政府樹立を排して、占領軍の即時撤退による自主獨立統一の途を選ぶ從來の態度を確認した。

南鮮各地における單獨政府樹立反對運動は依然跡を絶たず、特に濟州島にあつては組織化された暴徒が警察に反抗

を續けており、六月二十三日に豫定された同地の再選舉は更に無期延期となるに至つた。

四七年二月就任以來朝鮮人の最高官吏として活躍してきた南鮮過渡政府民政長官安在鴻は六月八日健康上の理由で辭任した。

五月十四日の電力供給停止以來、大部分の工場は操業は四分の一に低下し、灌漑施設が機能を停止して米の減收が豫想され物價の騰貴を來し、また水道が危機に瀕している。家庭用電力は日に數時間しか送られず、京城の街燈は消された。鹽田、煙草製造等の專賣事業も斷電による影響甚大であるといわれる。南鮮電力對策委員會は六月二十八日米軍司令官、軍政長官に對し米軍當局の急速な對策樹立を要求すると共に、もし解決策がない場合は民間で自律的に北鮮と協議するにつき當局の援助の有無を質問することを決定した。

第四章 北鮮における新政治體制

(一) 解放直後の情勢

終戦後ソ連軍は北緯三八度以北の全北朝鮮を占領するや、各道市郡以下の全官公署をそれぞれ所在の共產主義的朝鮮人が組織した建國準備委員會、臨時人民委員會等に接收せしめ、とりあえず各地の行政、治安維持に當らしめた。

九月六日これらの委員會代表は京城で開かれた朝鮮人民代表大會に參集して朝鮮人民共和國の構想を發表し、南鮮左派の活動と呼應し南北鮮を通ずる最高行政機關として中央人民委員會を組織した。その後十月から十一月にかけて公

選により、各道人民委員會はその管下の末端に至るまで地方各級人民委員會の組織を整備したが、京城にある人民共和國派を朝鮮の正統政府と認める立場から北鮮独自の中央政府を樹立することなく、各道人民委員會をもつて最高の行政機關としていた。然るに朝鮮人民共和國は米軍當局により否認されることとなり、また南北鮮間の交通も遮断されるに及んで、中央人民委員會の全鮮的活動は停止するのやむなきに至つた。

ソ連軍は平壤に朝鮮地區司令部を置き各道市郡にもそれぞれ地區司令部及び特務司令部を置いて、道人民委員會に對してはその政治顧問が内面指導を行つた。ソ連軍が占領當初より直接の行政權はすべて朝鮮人自體の組織した人民委員會に掌握せしめ、民衆に對して表面に現れなかつた態度は、南鮮に於ける米軍が進駐と同時に設置した軍政廳を唯一の政府となし、朝鮮人に政府類似の組織活動を許さなかつた方針と顯著な對照を示し、少くとも民族自決を欲する朝鮮人の心理感情に適應するに巧みであつたことは争われぬところである。

然し終戦後の政治經濟の混亂は當分收拾されず、各人民委員會には上下左右の連絡なく、交通通信の混亂とも相まつてそれぞれ地區独自の應急措置がとられていたに過ぎなかつた模様である。尤も九月中旬には混亂期の治安維持に任じていた自警團は漸次保安隊（民警）に整備せられ、要員にも日本軍に勤務の経験なく親日的傾向を有せぬ朝鮮人が選定され、日本軍から取り上げた武器により武装されてきたが、更に十一月には保安署と改稱されて系統的にも整つたようである。九月末ソ連軍は米穀供出命令を發したが、解放後直ちに自由經濟への轉移を豫想していた農民の反感をかうに至つた。

滿洲事變以來ソ連及び中共の支持の下に反滿抗日ゲリラ戰に活躍し、民族の英雄視せられていた金日成は進駐ソ軍

と共に平壤に入り、朝鮮共產黨北鮮分局責任秘書に任せられ、既に平壤に於ける十月革命記念大會には司會者としてその姿を民衆の前に現した。

九月以降急激に騰貴した物價は一般民衆の生活を苦境に陥れたが同時に豫想せざる南北分割によつて朝鮮の統一獨立が早急に實現する見透しもなく、北鮮人の間にも漸く不滿の兆が現出するに至つた。その具體化したものとして十一月七日咸興、同二十三日新義州に起つた學生事件がある。後者は新義州の中學生を主とした示威運動に對し道人民委員會並びに共產黨幹部の説得が奏効せず、遂に發砲騒ぎにまで進展し、ソ連軍の出兵によつて漸く鎮壓されたのであるが、當局は此の事件を日本人及びキリスト教系獨立主義者（解放まで民族主義的獨立運動の二核をなしていたが既に共產主義者のため政治的勢力を失墜していた。平壤がその中心地）の陰謀と看做し、關係者を廣範圍に檢擧投獄すると共に人民委員會職員の清掃工作に乗出し爾後數次に亘つて審査が行われた。

人民裁判所、檢察所が各地區に設置されたのは漸く四六年になつてからである。それまでは保安署がその個々の判斷によつて拘留留置を行つていた。また終戦直後組織された學生義勇隊はその後各道の警備隊に改編され、熱心な訓練が行われた。

(二) 諸政黨の出現と臨時人民委員會の成立

四五年十二月一日朝鮮獨立同盟の幹部（主席金料奉、副主席韓斌、朝鮮義勇軍總司令武亭その他）が延安から平壤に歸還した。之は中共と密接な關係にあり華北に於て抗日戰に参加してきたものであるが、重慶にあつた大韓民國臨

時政府派とは連絡のなかつたことを歸還後聲明し、あくまでも左翼のラインを進み、新朝鮮民主主義政權の樹立を主張した。

金日成が代表する朝鮮共産黨は從來獨立地下運動に暗躍してきた地元共産主義者と共に二〇世紀初頭以來日本の勢力に抗して滿洲、ソ連に奔つた獨立主義者で終戦後北鮮に歸つて來たものが多く含まれ、漸次北鮮政界の主要ポストを占めるに至つた。ソ連當局は亡命していたソ連仕込のグループを最も信頼しているが、北鮮民衆に人氣があるのは地元の共産主義者であるという。

右のほか北鮮の政黨としては朝鮮民主黨と天道教青友黨がある。前者は終戦後直ちに曹晩植（獨立運動の長老として著名なクリスチャン）を中心に結成されたもので、北鮮の進歩的インテリ、民族資本家、各界の指導分子を黨員に包攝し、政治の民主化、經濟の社會化を標榜した。後者は朝鮮在來宗教内部の民族主義的革命組織が終戦後表面に現れたもので、黨首に金達鉉を擁し、都市商工業者、農民の下層分子が参加し民主改革擁護を綱領とした。

四五年末のモスクワ會議決定によつて朝鮮臨時政府樹立が問題となり、南鮮に於てその準備工作たる民主議院の設立が企圖されるに及んで、北鮮にあつても漸く独自の中央政權樹立の氣運が擡頭するに至つた。即ち二月九日共産黨民主黨、獨立同盟等の民主主義的諸政黨、北鮮職業總同盟（北鮮に於ける全労働組合の中央機構。構成員二〇〇萬以上。委員長崔景德。世界勞連に加入）朝鮮農民同盟（構成員二〇〇萬以上。指導者玄七鐘）民主青年同盟（指導者金玉鎮）民主女性同盟（指導者朴正愛）等の社會團體及び諸宗教團體並びに各道各級人民委員會の代表會議が開かれ、その結果北鮮最高の政治執行機關として北鮮臨時人民委員會を平壤に設置し、之を朝鮮臨時民主政府樹立促進のため

の足がかりとすることとなつた。委員長には共産黨書記長金日成、副委員長には延安獨立同盟（後に三月六日新民黨と改稱）主席金科奉及び民主黨黨首曹晩植、書記長には康良煌（民主黨）が選出され、農林、産業、商業、財政、教育、保健、交通、通信、保安、司法の十局と總務、宣傳、企畫の三部が置かれた。會議當日當面の政綱として

- ① 親日分子及び反民主的的反動分子の徹底的肅清
- ② 土地改革の基礎準備
- ③ 生活必需物資生産企業の擴充發展
- ④ 交通通信の回復
- ⑤ 金融機關の體系整備
- ⑥ 商業貿易政策の樹立
- ⑦ 中小企業の檢討改善
- ⑧ 労働運動の積極的援助
- ⑨ 教育制度の改革
- ⑩ 民主主義的文化啓蒙工作の展開
- ⑪ 食糧問題の緊急對策樹立
- ⑫ モスクワ會議決定の眞意昂揚

等が決定され、爾後臨時人民委員會を中心とする北鮮六道の行政は軌道に乗つたのである。

朝鮮民主黨黨首曹晩植はモスクワ協定による信託統治に反対の態度を固執したためソ連當局の忌諱に觸れたともいわれ、二月開かれた同黨大會でその反動性を衝かれて政治的に失脚し、現在に至るまで平壤高麗ホテルに幽閉されている。之に伴い北滿に於て抗日戦に活躍し解放後北鮮に歸來した崔鏞健が黨首となり、爾後は共產黨と全面的に合作の途を歩むに至つた。

(三) 民主的諸政策の具體化と共產黨勢力の擴充

臨時人民委員會による前掲政綱の具體化としては北鮮人民中央銀行の新設がある。二月十五日資本金一億圓で本店のみ開業された同行は、その指導權がソ連軍司令官から委員會財政局に移管された後、終戦後北鮮に孤立した全銀行の統合に努力しその全部を支店として保有するに至り、京城の朝鮮銀行との關係を斷つた。更に三月五日土地改革法令全一七條を發布し、封建的小作制度を撤廢し沒收小作地を耕作農民に無償分配する革命的措置が三月末までに強行されることとなり、多年地主の搾取に抑壓されてきた農民を解放して人民委員會權力の社會的基盤強化を圖つた。九六萬三〇〇町歩の沒收土地を六八萬戸の農民に分配した此の土地改革の結果が、北鮮の反動勢力は勿論南鮮右翼保守派に深刻な影響を與えたことを俟たない。

三月二十三日には改めて政治經濟全面にわたる帝國主義的色彩の抹殺と民主主義的建設を謳歌した二〇ヶ條からなる政綱が發表され、平等公正な選舉制度の確立、公民の人格住宅財産等の不可侵、民主主義的司法裁判の施行、大企業銀行鐵道等の國營、個人家内工業の認可、土地改革の完成、生活必需物資價格の設定、勞働法の制定、教育振興、

民族文化の育成、科學藝術の振興、國營病院の強化等社會主義的諸政策が掲げられた。更に土地改革に關連して農村金融問題の解決を圖るため五月一日北鮮農民銀行(資本金三億)が設立された。

六月二十日には勞働法が發布された。全文二六條からなる同法は八時間勞働の原則、幼少年勞働の禁止制限、同一勞働に對する同一賃銀の原則、年二週間の有給休暇、勞働協約、強制的社會保險等を規定し、その運営について北鮮職業總同盟は廣汎な權限を與えられた。その内容は著しく進歩的であつて、之また從來北鮮重化學工業の低位勞働條件下にあつた勞働者層の支持を得るための中核的措置となるものであつた。

六月二十九日には二五%農業現物稅制度が實施されている。七月三十日、男女同權に關する法令が發せられ、婦人に對し男子と同等な政治的經濟的地位が保障された。八月十日には日本人または朝鮮人叛逆者に屬する企業、運輸、交通、金融機關を全部國有化した。重要産業は北鮮人民委員會の直接支配下に國營とし、比較的重要度の乏しい輕工業が道人民委員會の管轄下に置かれたのみで、事實上北鮮に於ける舊日本重化學工業はすべて直接國營となり、委員會の任命した朝鮮人がその經營に當つている。小規模な産業はその復興に従事するものに分配され民營となつたが、各道人民委員會の管理下に置かれて著しく貧弱である。

農民は法定二五%の現物稅のほか緊急事由による特別課稅を負わされ、消費物資の代償配給を公約されて屢次供出した結果、事實上收獲の五割前後を失うに至つたといわれる。

南鮮左翼の過激分子で米軍の彈壓を逃れ、北鮮の諸政黨に参加するものも多く、七月十二日北鮮諸政黨團體はかつての人民戦線運動を擴充せる民族民主統一戦線を形成し、農民勞働者に接近する既往の徹底的諸改革と併行して、中

間層たる官公吏、インテリ、中小商工業者、學生等をもその傘下に培養することに意を用いた事實は注目すべきである。六〇〇萬以上の北鮮民衆を包容すると稱するこの民族民主統一戦線は、歴史的に北鮮臨時人民委員会の中央地方組織に指導的地位を占めるに至り、南鮮左翼が組織した民主主義民族戦線と相呼應して南鮮右翼保守派との間に尖鋭なイデオロギー的對立を示したのである。

更に北鮮に於ける最有力政黨たる共産、新民兩黨間には將來の朝鮮臨時政府樹立に際し有利な地歩を占め、かつは廣汎な一般大衆の支持を得るために合同の氣運が生じ、七月二十九日兩黨を合して新に北鮮労働黨が結成された。委員長に金料奉、副委員長には金日成が選ばれ、南鮮左翼が合同して南鮮労働黨を組織する契機をなした。

九月十五日平壤に金日成大學が開かれ學生千名以上を擁したが、また多くの留學生がソ連に赴いている。

十月には私有財産保護、個人企業及び商業獎勵の法令が公布され、個人の動産不動産を違法に沒收することを禁じ、朝鮮人の工場作業場、商店、鑛山、倉庫の沒收は許さず、その國營公營を實施せぬことを明かにした。また不法に沒收されたものは原所有者に返還すると共にさきに日本人の所有に屬し現在政府が管理中の材木業、各種商店、漁場等の如き小企業は朝鮮人企業家、商人に拂下げ又は貸與することとし、更に短期低利の商工金融によつて消費財の生産、物資流通の促進を圖り國民經濟の復興、民生の改善に資することとしたのは、人民委員會が北鮮で執りつゝある政策の性格を示すものといえよう。

北鮮臨時人民委員會が九月五日公布した選舉法に基く各道市郡人民委員會の公式選舉は十一月三日行われた。滿二〇歳以上の有權登録者の九九・六%に相當する四、五九一、八一三名が投票に参加し、投票者の九六・九%は民族民主

統一戦線の推薦候補者に投票した。選舉法は滿二〇歳以上の男女がすべて選舉權、被選舉權を有する普通直接秘密選舉制度を謳っているが、事實は全くソ連流に行われ立候補者は議席数だけ認められ、従つて立候補することは當選することにほかならないようである。

この結果當選した人民委員三、四五九名(女四五三名)の中労働黨代表は一、一〇二、民主黨三五二、天道教青友黨二五三、無所屬一、七五三で、労働黨は斷然第一黨の地位を占めた。また之を職業別に見れば公職員一、三六七、農民一、二五六、工員五一〇、商業一四五、宗教家九四、實業家七三、舊地主一四であつた。

(四) 北鮮人民委員會體制の確立

一九四七年二月十七日より平壤に於て、各道市郡人民委員會代表一、一五九名參集の下、第一回代表大會が開かれた。席上臨時人民委員會書記長康良焯によつて四六年二月委員會成立以來實施した左の如き法令の報告が行われ、代表大會は一致して之を承認した。

- ① 土地改革法令
- ② 労働法令
- ③ 日本人並びに朝鮮人叛逆者所有の工業、運輸業、交通機關及び銀行等を國家に歸屬せしめる法令
- ④ 男女平等法令
- ⑤ 私人財産の保護及び私人商工業の獎勵に関する法令

⑥ 地方各級人民委員會の選舉法

また金日成委員長の報告後代表大會は一九四七年北鮮人民經濟計畫を可決し、産業運輸通信商業文化教育保健等の各部門にわたつて一年間の達成目標が示された。

更に朝鮮臨時政府が成立するまで北鮮に人民會議を設置し、その最高中央立法機關とする案が民族民主統一戦線中央委員會より提出され、大會を通過した。而して人民會議代議員二二七名(内女三三)は道市郡人民委員會代表から五名に一名の比率で選出され、二十一日人民會議の成立を見たが、その党派別内譯は労働黨八九、民主黨二九、天道教青友黨二九、無所屬九〇である。また之を職業別にすれば労働者五二、農民六二、事務員五六、インテリ三六、商業一〇、宗教家一〇、企業主七、手工業者四となつてゐる。人民會議常任委員會は一名より成り、委員長(議長)には労働黨の金科奉、副委員長(副議長)には民主黨崔鏞健並びに天道教青友黨金達鉉が選任され、書記長は康良焯、常任委員たる代議員には金昌滿、姜鎮乾、崔景徳、李箕永、朴正愛、金相哲、金濟元等がある。人民會議の権限は對外貿易、國防保安、經濟計畫、國家豫算、土地利用、産業、運輸、通信、金融、教育、保健、労働立法等の基本的方向の決定、法律の制定、大赦、行政區域の變更、常任委員會の選出、最高裁判所の選舉、檢察所長の任命等で定期的に開かれ、常任委員會が常設的立法機關となつてゐる。

二十四日には代表大會の總選舉により中央人民委員會の機構を確認し之を北鮮人民委員會(從來の呼稱から臨時を除去)と呼ぶことが決定された。北鮮人民委員會の新機構は次のとおりである。

主席 金日成(労働黨)

副主席	金 策(")
"	洪箕疇(民主黨)
書記長	韓炳玉(労働黨)
企業局長	李文煥(無黨派)
内務 "	朴一禹(労働黨)
外務 "	李康國(")
農林 "	李舜根(")
財務 "	李鳳洙(")
交通 "	許南熙(無黨派)
通信 "	朱兎燮(青友黨)
商業 "	張雨時(労働黨)
保健 "	李東寧(民主黨)
労働 "	吳基燮(")
教育 "	韓雪野(無黨派)
司法 "	崔容達(")
人民檢閲 "	崔昌益(")

總務部長

金正計(青友黨)

幹部

張鍾鎮(勞動黨)

糧政

宋奉旭()

宣傳

許貞淑()

二月二十四、五の兩日全北鮮洞里人民委員會の選舉が九、六四二ヶ所で行われ、有権者三、八五九、三二九名の九九、八五%が投票し、五三、三一四名が當選した。之には七、〇四九名の女が含まれている。更に三月五日には各面人民委員會の選舉が六、四六二ヶ所で行われ投票者の九六、二%が民族民主統一戦線の推薦候補者に投票した。かくて北鮮の民主選舉は地方の末端に至るまで完成し人民政府の基礎が確立した。

六月三十日平壤、新義州、咸興で行われた信託統治反對の平和的デモに對し、ソ連當局が武力彈壓を加え多數の死傷者、投獄者を出したと伝えられ反響を呼んだ。

十一月十八、九の兩日開かれた第三次人民會議に於て臨時憲法制定委員會の設置が可決せられ、委員長に金科奉、委員には金日成、李箕永以下三一一名が選出され、速急憲法草案の作成に當り次回の人民會議に草案が提出されることとなつた。その席上人民委員會總務部長金正計は「憲法制定を提案したことは民主主義的統一政府の基礎を固めんとするにある。憲法草案は單に北鮮に限定されず全鮮に管轄權を有するものたるべきで、その内容を南鮮にも及ぼさんとする民族的意圖を有する」旨を明かにした。

十一月三十日北鮮全域に職業總同盟委員の選舉が行われた。また十二月四日北鮮人民委員會は突然新貨幣發行と舊

通貨回収に關する措置を發表した。即ち七日(後六日より十二日までと變更)までの間に新舊貨幣の交換が行われ(現在所有する現金はすべて預金し、戸主五〇〇圓、世帯員二〇〇圓宛新發行の北鮮人民中央銀行券が交付される)八日以後は舊貨の使用が禁止された。このため猛烈な買漁りが行われ、個人商店は閉鎖され政府直營の百貨店と米穀配給所のみが營業を續けたといわれる。

人民委員會では解放以來朝鮮の民族文化發展の政策をとり、諺文を國語として各種學校教科書を編纂し、公文用語その他の正式文書、新聞、書籍、雜誌にも朝鮮語が用いられることとなつた。

二月決定された人民經濟計畫は爾後一月毎及び四半期毎にその成果が發表され、既に十一月中には年度計畫の殆どすべてが完成したと報せられた。各工場に於ては各種の記念日を卜して生産増強運動が展開され、金日成も自ら現場視察を行つた。

(四) 朝鮮民主人民共和國憲法の採擇と南北鮮對立の激化

總會決議を遂行するため國連臨時朝鮮委員會が京城に到着した翌日の四八年一月九日、金日成は同委員會の北鮮入りを拒否する旨二萬の大衆を前に演説を行つた。更に十一日の平壤放送は北鮮人民共和國設立のための總選舉を實施すると傳えた。同二十三日國連朝鮮委員會が協議を求めた朝鮮政界要人九名の中には金日成、金科奉、曹晩植が含まれていたが、ソ連が同委員會の北鮮入國を正式に拒絶したことも關連して、右三名の委員會との協議は實現しなかつた。

朝鮮問題が國連小總會に回付され二月二十四日から審議を開始することになつていた直前、十六日の平壤放送は突如北鮮に於ける民主人民共和國の樹立を傳えた。朝鮮民主主義人民共和國臨時憲法草案の發表と全朝鮮軍の組織宣言は、當初既に人民共和國が樹立されたかの如く誤解されて世界に大きな衝撃を與えたが、實は二月七日の第四次人民會議に於て草案が假採擇され、大衆討議に附した後三月中旬特別人民會議を開催してその最終的討議決定を行うといふのであつた。憲法草案の概要は

① 最高主權機關は最高人民會議であり、立法權を行使する。その代議員は公選され、任期は三年である。休會中はその常任委員會が之に代る。

② 主權は人民委員會を通じて行使し、その最高執行機關たる内閣を組織する權限は最高人民會議に屬する。内閣は首相、副首相、國家計畫委員會委員長及び各相からなる。

③ 地下資源、主要企業、運輸通信機關、銀行その他は國有で、對外貿易は國家の監督下におく。

④ 土地改革を全鮮的に實施する。

その他三色に赤い星を配した國旗を制定すること、首都は京城におくが南北統一まで平壤を臨時首都とすること等を規定している。また從來の民兵を改編して全朝鮮軍が結成され、「この組織は内戦を目的とするものではなく反動分子の企圖を豫め防止せんとするにある」と宣言された。憲法發表の措置は恰も開始せんとする國連小總會の審議を牽制するためと見られ、また人民共和國は北鮮の單獨國家ではなく全鮮的統一國家を目的とする政治工作である點が注目を惹いた。

然し三月中旬に豫定された特別人民會議の開催は更に四月まで延期され、その理由として憲法草案が内外の關心を集め之に對する建議が多數の民衆から提出されている事實に鑑み、審議の慎重を期するといふことが發表された。

三月二十六日の平壤放送は北鮮民族民主統一戦線が第二六次中央委員會に於て南鮮單獨選舉に反對し、全鮮的政黨社會團體聯合會議を四月十四日平壤で開催することに決定し、單獨選舉に反對する十數の南鮮の政黨團體を之に招請したことを明かにした。北鮮に於けるこの動きは南北會談に南鮮政治指導者の参加を期待し、そこで發表された意見を人民共和國憲法の内容に盛り込むことにより、新しく樹立さるべき朝鮮民主主義人民共和國の全鮮的性格を昂めんと意圖したものであつた。

北鮮労働黨は三月三十日全黨大會を終つたが、中央指導機關改選の結果中央委員六七、常任委員二〇、監察委員七が選任せられ、委員長には金科奉、副委員長には金日成、朱寧河が推された。

三月初旬頃から、三八度線に沿つて黄海海岸より東海岸に至る約一五〇マイルにわたり、ソ連兵と北鮮部落民とが塹壕、防空壕、銃座を構築している事實が傳えられたが、それらはいずれも舊式な施設であつて、その企圖はたゞ之まで南鮮の北鮮に對する攻撃侵寇の危険を宣傳してきたソ軍が、北鮮人に米軍に對する敵愾心を起さしめんとしたものに過ぎぬと解された。

北鮮諸政黨團體は朝鮮問題の國連提訴以來この方式に反對し續けてきたものであつて、北鮮労働黨、民主黨、天道教青友黨、愛國闘士後援會、北鮮職業總同盟、北鮮民主女性同盟、農業水産技術總連盟等はこぞつて南北會談参加を表明しその代表を選出した。

他方北鮮人民委員會は三月下旬に至り南鮮に警告を發し、代金支拂協定不履行を理由に電力供給を停止すると脅威し始めた。之も選舉妨害のため五月十日直前に實行されるものと豫想された。

南北會談は四月十九日より開始されたがその経過は南鮮政情の部に述べたとおりである。

憲法草案を最終的に討議決定する特別人民會議は二十八、九の兩日開かれたが、許憲、朴憲永、劉英俊、金元鳳、許成澤等南北會談に参加した南鮮代表も特にオブザーバーとして之に出席した。金料奉議長が草案作成の経過を説明した後逐條審議を行った結果、十章百二條にわたる同草案は字句に若干の修正があつたほか原案どおり採擇された。然しその際金料奉が「この憲法草案は將來全國立法會議に提出せらるべき性質のものである」と述べたことは一般の注目を惹いた。即ち同憲法が何時實施され新政府の樹立が何時となるか等については全く觸れられなかつたにも拘らず、平壤放送は早くも新憲法に基き人民會議代議員の選舉を行うと報じたのである。

電力問題についても北鮮人民委員會は五月六日聲明を發し「南鮮當局は協定代金の二割以下の物資を支拂つたに過ぎず履行の誠意がない」と非難していたが、十四日斷電直後には電話をもつて南鮮代表が協議のため北鮮に来るよう通告した。十九日北鮮人民委員會副委員長金策は平壤放送を通じ「米國側が電力料金を全部支拂うまでは南鮮への送電停止を繼續する」と述べ、斷電後の北鮮の態度を明かにした。

(附) 重要事件日誌

一九一〇年 國際情勢 南 鮮 北 鮮

○一九一〇年 八月日 ○韓國併合

○一九一九

三 一 ○朝鮮獨立願望
勃發 (所謂萬歲事件)

○一九四三

二 七 ○カイロ宣言

○一九四五

七 六 ○ポツダム宣言

八 二 五 ○日本無條件降服

三

○ソ軍平壤進駐
○北鮮各道にソ軍進出(下旬)

九 一

六

七

八 ○米軍仁川上陸
○韓國民主黨結成
○平壤人民委員會部署發表

○朝鮮國民黨結成
○人民代表大會において朝鮮人民共和國樹立決定
○朝鮮人民共和國臨時組織法採擇

○朝鮮建國準備委員會結成
○朝鮮共產黨長安派成立

國際情勢 南 鮮 北 鮮

九 ○京城において降伏文書調印

二 ○米軍政廳京城に設置

三

○朝鮮共產黨再建派結成
○米軍司令官朝鮮政黨代表を招聘
○アノルド少將軍政長官に任命

○京城市人民委員會結成

○女子國民黨成立

○人民共和國組閣完了

○國民黨結成

○慶北人民委員會結成

○統一戰線結成大會

○軍政廳朝鮮人顧問會議設置

○建國準備委員會朝鮮人民共和國に發展的解消

○軍政長官人民

○小作料三七制採用

○

七

五

六

二

- 五 ○労働組合全国評議會成立
- 七 ○李承晩人民共和國主席就任を拒否
- 一〇 ○京畿人民委員會結成
- 一四 ○各政黨行動統一委員會開催
- 一六 ○全國人民委員會代表大會において米軍政に協力を誓約
- 一七 ○共産黨長安派解散
- 一八 ○金九金奎植等大韓民國臨時政府要人重慶より歸る
- 二一 ○延安より朝鮮獨立同盟幹部歸國
- 二二 ○新義州に學生示威事件發生
- 二四 ○ソ軍及び保安隊に發砲
- 二五 ○共産黨獨立促進中央協議會と個別の對連合國メッセ
- 二六 ○全國農民組合總連盟結成
- 二七 ○全國青年總同盟結成

- 一 ○一九四六
- 二 ○モスクワ協定發表(信託統治決定)
- 三 ○信託統治反對國民運動一齊蜂起
- 四 ○反託國民總動員委員會結成
- 五 ○韓國民主黨黨首宋鍾禹暗殺
- 六 ○反託委員會指令の示威行進
- 七 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 八 ○大韓民族の統一を提議
- 九 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 一〇 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 一一 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 一二 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 一三 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 一四 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 一五 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 一六 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 一七 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 一八 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 一九 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 二〇 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 二一 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 二二 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 二三 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 二四 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 二五 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 二六 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 二七 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 二八 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 二九 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 三〇 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 三一 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 三二 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 三三 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 三四 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 三五 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 三六 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 三七 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 三八 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 三九 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 四〇 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 四一 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 四二 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 四三 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 四四 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 四五 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 四六 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 四七 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 四八 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 四九 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 五〇 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 五一 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 五二 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 五三 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 五四 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 五五 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 五六 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 五七 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 五八 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 五九 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 六〇 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 六一 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 六二 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 六三 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 六四 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 六五 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 六六 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 六七 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 六八 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 六九 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 七〇 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 七一 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 七二 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 七三 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 七四 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 七五 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 七六 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 七七 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 七八 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 七九 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 八〇 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 八一 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 八二 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 八三 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 八四 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 八五 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 八六 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 八七 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 八八 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 八九 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 九〇 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 九一 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 九二 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 九三 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 九四 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 九五 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 九六 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 九七 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 九八 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 九九 ○人民共和國臨時政府の統一を提議
- 一〇〇 ○人民共和國臨時政府の統一を提議

- 二一 ○共和國の合法性否認
- 二二 ○軍政廳小作料布三分の一制發
- 二三 ○慶南人民委員會結成
- 二四 ○人民共和國統一戰線を提唱
- 二五 ○人民共和國軍政撤廢を要求
- 二六 ○ホッヂ司令官軍政廳が南鮮唯一の政府であると聲明
- 二七 ○李承晩米國より歸る
- 二八 ○江原人民委員會結成
- 二九 ○全南人民委員會結成
- 三〇 ○米國務省極東部長朝鮮實施を信託發表
- 三一 ○人民共和國派李承晩に主席就任方懇請
- 三二 ○建國同盟人民黨に改組
- 三三 ○獨立促進中央協議會組織

- 三三 ○右協議會に對して大韓民族の統一を提議
- 三四 ○臨時政府の統一を提議
- 三五 ○安主黨の統一を提議
- 三六 ○國民黨の統一を提議
- 三七 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 三八 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 三九 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 四〇 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 四一 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 四二 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 四三 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 四四 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 四五 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 四六 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 四七 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 四八 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 四九 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 五〇 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 五一 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 五二 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 五三 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 五四 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 五五 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 五六 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 五七 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 五八 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 五九 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 六〇 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 六一 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 六二 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 六三 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 六四 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 六五 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 六六 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 六七 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 六八 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 六九 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 七〇 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 七一 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 七二 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 七三 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 七四 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 七五 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 七六 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 七七 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 七八 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 七九 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 八〇 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 八一 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 八二 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 八三 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 八四 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 八五 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 八六 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 八七 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 八八 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 八九 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 九〇 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 九一 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 九二 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 九三 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 九四 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 九五 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 九六 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 九七 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 九八 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 九九 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對
- 一〇〇 ○朝鮮信託管理委員會の組織反對

- 二 ○軍政廳新朝鮮會社令發表
- 三 ○新朝鮮會社令に各團體反對
- 四 ○南北鮮郵便物交換開始
- 五 ○米ソ共同委員會開催
- 六 ○共同委員會聲明第三號發表(委員會の議題と三分科委員設置)
- 七 ○共同委員會聲明第五號發表(委員會の協定と署名支持すること)
- 八 ○國民黨新韓民族黨はか四國民體に吸収
- 九 ○大韓獨立勞動總聯盟結成
- 一〇 ○李承晩中心の樹立說傳わる
- 一一 ○人民委員會新發表二〇ヶ條
- 一二 ○韓國獨立黨と國民黨合同宣言

- 一 ○共同委員會聲明第七號發表(委員會の各團體に對する諸問題に對する決定)
- 二 ○共同委員會無期休會
- 三 ○第二回全國人民委員會代表米ソ共同委員會を支持
- 四 ○南鮮民主青年同盟結成
- 五 ○北鮮農民銀行設立
- 六 ○獨立戰取國民大會開催(國民黨、左翼政黨、新聞社製擊)
- 七 ○偽幣事件に關する正式發表
- 八 ○共產黨本部捜索、解放日報停刊處分
- 九 ○人民黨退黨グル1ブ社會民主黨を組織
- 一〇 ○共產黨本部明渡命令を受く
- 一一 ○李承晩南鮮單獨政府樹立計畫發表

- 一 ○米ソ共同委員會豫備會談開催
- 二 ○民主主義民族戰線(民族)結成準備會
- 三 ○非常政治國民會議準備會
- 四 ○民族革命黨金元鳳等右翼より左翼に走る
- 五 ○非常政治國民會議開催
- 六 ○反託國民大會に突いて左右
- 七 ○人民共和國を託統治支持を聲明
- 八 ○韓國民主主義黨首に金性洙
- 九 ○國民會議召集
- 一〇 ○國民黨新韓民族黨の五黨民談
- 一一 ○朝鮮新政府を將來に對し、朝鮮人民の統一と決意を聲明
- 一二 ○民主主義民族戰線(民族)結成準備會
- 一三 ○非常政治國民會議準備會
- 一四 ○民族革命黨金元鳳等右翼より左翼に走る
- 一五 ○非常政治國民會議開催
- 一六 ○反託國民大會に突いて左右
- 一七 ○人民共和國を託統治支持を聲明
- 一八 ○韓國民主主義黨首に金性洙
- 一九 ○國民會議召集
- 二〇 ○國民黨新韓民族黨の五黨民談
- 二一 ○朝鮮新政府を將來に對し、朝鮮人民の統一と決意を聲明

- 一 ○民職宣言發表
- 二 ○獨立同盟京城特別委員會結成
- 三 ○大韓獨立促進會成立
- 四 ○國民會議促進會成立
- 五 ○協同會總動員委員會
- 六 ○南朝鮮大韓民族黨代表民議院之脱退
- 七 ○民職中央議員第一回總會
- 八 ○獨立記念日行事左右對立のまゝ舉行
- 九 ○北鮮人民中央銀行設立
- 一〇 ○土地改革法令施行
- 一一 ○獨立同盟新韓民族も同じ(南)
- 一二 ○北鮮各級諸政黨代表人民黨臨時委員會
- 一三 ○南朝鮮大韓民族黨代表民議院之脱退
- 一四 ○民職中央議員第一回總會
- 一五 ○獨立記念日行事左右對立のまゝ舉行
- 一六 ○北鮮人民中央銀行設立
- 一七 ○土地改革法令施行
- 一八 ○獨立同盟新韓民族も同じ(南)

○大韓獨立促成
國民會全國大
會開催

○ラチ軍政長
官南鮮軍獨政
府樹立に反對
○朝鮮健民會組
織

○京城ノ連領事
館閉鎖

○軍政長官僞幣
事件で大量檢
査を言明

○民族統一總本
部設置

○米軍當局南鮮
新立法機關設
置案を發表

○労働組合全國
評議會世界勞
連に加入

○ホツヂ中將金
奎植呂運亨に
よる左右合作
運動支持聲明

○軍政長官ホツ
ヂ司令官に立
法機關設置を
建議

○二五%農業現
物稅制度實施

○労働法發布

○立法機關設置
に民戰傘下團
體反對

○獨立勞農黨結
成

○左右合作に金
呂意見一致

○ホツヂ司令官
立法機關設置
に賛成

○北鮮諸政黨團
一體民族民主統
一戰線を形成

○左右合作委員
會豫備會談

○民戰左右合作
原則を發表

○人民黨の合同
提案を共產黨
受諾

○人民黨の合同
提案を新民黨
受諾

○北鮮共產黨新
民黨合同、北
鮮勞働黨とし
て發足

○男女平等法令
發布

○日本人朝鮮人

○米ソ兩軍司令
官交換書簡の
内容發表(共
同委員會再開
に關し)

○民主統一黨發
起準備會

○呂運亨人民黨
首を辭す

○共產黨新民黨
人民黨合同、
南鮮勞働黨の
結成決定

○選舉法公布

○軍政廳共産系
三新開、共産刊
命令の速捕命
令を發す

○軍政廳朝鮮人
の行政權移讓
の方針を發表

○右翼八黨合同
して新進黨結
成(中旬)

○平壤に金日成
大學開かる

○呂運亨北鮮に
赴き金日成に

○鐵道總罷業開
始、海員電信

○大邱において
群衆官憲と衝
突、南、北、全
南各地に波及
○軍政廳京城釜
山を除く南鮮
一帯に戒嚴狀
態宣言

○左右合作七原
則決定

○軍政廳南鮮臨
時立法議院の
設置を公表

○労働黨反對派
社會労働黨を
結成

○立法議院民選
議員の選舉實
施

○私有人財產保護
個人企業及び
商業獎勵の法
令公布(十月
日附不詳)

○各道市郡人民
委員會の公選
行わる

○出版各部門勞
働爭議、米穀
供出反對運動
展開

○大邱において
群衆官憲と衝
突、南、北、全
南各地に波及

○軍政廳京城釜
山を除く南鮮
一帯に戒嚴狀
態宣言

○左右合作七原
則決定

○軍政廳南鮮臨
時立法議院の
設置を公表

○労働黨反對派
社會労働黨を
結成

○立法議院民選
議員の選舉實
施

○私有人財產保護
個人企業及び
商業獎勵の法
令公布(十月
日附不詳)

○各道市郡人民
委員會の公選
行わる

○出版各部門勞
働爭議、米穀
供出反對運動
展開

○大邱において
群衆官憲と衝
突、南、北、全
南各地に波及

○軍政廳京城釜
山を除く南鮮
一帯に戒嚴狀
態宣言

○左右合作七原
則決定

○軍政廳南鮮臨
時立法議院の
設置を公表

○労働黨反對派
社會労働黨を
結成

○立法議院民選
議員の選舉實
施

○私有人財產保護
個人企業及び
商業獎勵の法
令公布(十月
日附不詳)

○各道市郡人民
委員會の公選
行わる

○出版各部門勞
働爭議、米穀
供出反對運動
展開

○大邱において
群衆官憲と衝
突、南、北、全
南各地に波及

○軍政廳京城釜
山を除く南鮮
一帯に戒嚴狀
態宣言

○左右合作七原
則決定

○軍政廳南鮮臨
時立法議院の
設置を公表

○労働黨反對派
社會労働黨を
結成

○立法議院民選
議員の選舉實
施

○私有人財產保護
個人企業及び
商業獎勵の法
令公布(十月
日附不詳)

○各道市郡人民
委員會の公選
行わる

○米ソ兩軍司令
官交換書簡の
内容發表(共
同委員會再開
に關し)

○民主統一黨發
起準備會

○呂運亨人民黨
首を辭す

○共產黨新民黨
人民黨合同、
南鮮勞働黨の
結成決定

○選舉法公布

○軍政廳共産系
三新開、共産刊
命令の速捕命
令を發す

○軍政廳朝鮮人
の行政權移讓
の方針を發表

○右翼八黨合同
して新進黨結
成(中旬)

○平壤に金日成
大學開かる

○呂運亨北鮮に
赴き金日成に

○鐵道總罷業開
始、海員電信

○大邱において
群衆官憲と衝
突、南、北、全
南各地に波及

○軍政廳京城釜
山を除く南鮮
一帯に戒嚴狀
態宣言

○左右合作七原
則決定

○軍政廳南鮮臨
時立法議院の
設置を公表

○労働黨反對派
社會労働黨を
結成

○立法議院民選
議員の選舉實
施

○私有人財產保護
個人企業及び
商業獎勵の法
令公布(十月
日附不詳)

○各道市郡人民
委員會の公選
行わる

○出版各部門勞
働爭議、米穀
供出反對運動
展開

○大邱において
群衆官憲と衝
突、南、北、全
南各地に波及

○軍政廳京城釜
山を除く南鮮
一帯に戒嚴狀
態宣言

○左右合作七原
則決定

○軍政廳南鮮臨
時立法議院の
設置を公表

○労働黨反對派
社會労働黨を
結成

○立法議院民選
議員の選舉實
施

○私有人財產保護
個人企業及び
商業獎勵の法
令公布(十月
日附不詳)

○各道市郡人民
委員會の公選
行わる

○出版各部門勞
働爭議、米穀
供出反對運動
展開

○大邱において
群衆官憲と衝
突、南、北、全
南各地に波及

○軍政廳京城釜
山を除く南鮮
一帯に戒嚴狀
態宣言

○左右合作七原
則決定

○軍政廳南鮮臨
時立法議院の
設置を公表

○労働黨反對派
社會労働黨を
結成

○立法議院民選
議員の選舉實
施

○私有人財產保護
個人企業及び
商業獎勵の法
令公布(十月
日附不詳)

○各道市郡人民
委員會の公選
行わる

1110

1111

○米軍司令官再官共
同委員官北鮮開
軍司令官に書ッ
簡發送

○立法議院官選
議員任命
○立法議院開院
式舉行

○一九四七
一九

1112

○立法議院八常
任委員會を六常
設置

1113

○右翼一割發表體
共同北對樹立
信託對治自軍
政反對樹立
主政反對樹立
右翼三佛五體
米英對佛華五
國對佛華五體
反對佛華五體
運動の展開を企
圖(中旬)

1114

○反託獨立闘争
委員會結成
○立法議院に對
署名信託反對
に署名

1117

1118

1119

1120

1121

1122

1123

1124

1125

1126

1104

○赤運卒民職の
もるに警告す
る國に反託
來民族分立的
と裂を孤反託
民族分立的を
來すると裂を
民戰擴大中央
委員會再開並
員會の再捕さ
び左に逮捕さ
釋たを翼部を
安在鴻民政長
官に就任

○軍政長官立法
務院當面を示
九項目を

○從來の「臨時
を除き北鮮人
民委員會と呼
ぶこと決定
新機構發表
○全洞里人民委
員會の選舉實
施

○ソ軍司令官米
國の提案(四
六)に答え、二
四

共同委員會の
協對對象國體
見に關し多少
歩み寄る

1101

○京行の獨立記
念日突行は右
裂衝ては右立
州島その他に
も暴動發生に
濟れ分記

○全面人民委員
會の選舉實施

1102

○モスクワ四國
外相會議開催

1103

○主要各地區に
おいて労働組
合及び學生の
ストライキ勃
發
○反託獨立闘争
委員會モスク
ワ會議にメッ
セリシ發送、
信託統治撤殺
を八度線撤殺
を要求(下旬)
○左翼の檢舉二
七〇〇に達す
(上旬まで)

1104

○マイシヤル長
官共同委員會
再開に關しモ
書簡を送る

○モロトフ外相
マイシヤル提

1105

案に回答、五
月二十日より
委員會再開を
承諾

○メーデー行事
全勞總連盟と
に全國評議會
行分離して學
各地に警察官
○各署の襲撃事
件發生

1106

○マイシヤル書
簡(言論の自
由を認めるべ
きこと)

1107

○モロトフ回答
(條件は四六・
一一・二四の
ホツチ中將の
提案による)

1108

○マイシヤル書
簡(五月二十
日より再開
に同意)

1109

○大韓民國臨時
政府奉戴進
大(會)金推進
心(軍)政九進
より開催禁止
○安在鴻民政長
官委員會再開
○中信託統治に

1110

1105

決によること
及反託委員
會參加團體
委員が喚問
する(こと)

大同團結
の中心(上旬)
李承晩を
議(上旬)

○マイシヤル
外長に書簡を
送る(こと)
相に書簡を送
り、委員の
審議状況を
報告すること

○南鮮左翼大
量の革命を
五日開始す
る(こと)
理企五日に
由圖したと

○米側提案(口
頭協議を中止
し、答を問に
回し、及し、
的監視を行
う(こと)
會の監視を行
う(こと)

○米代表共同
報告作成着手
をソ連代表
要求

○京城の解放
祝賀に
シユチコフ
將の發言を
衆妨害を
聴大

○ソ連代表左翼
側につき米
國側を抗議し

○ソ連代表左翼
側につき米
國側を抗議し

併せて朝鮮處
理の當面措置
七項目を提示
○中國四國會議
に賛成、英國
も之に續く

○米代表人民
會議案(八・
二〇)を拒否
○モロトフ外
相に對し、
四國會議に反

○立法議院選舉
法を制定
○李承晩、金九
に對し、
單獨政府の
相違を來す
(上旬)

○國連第二回總
會開幕

○國連第二回總
會開幕

○米國ソ連に朝
鮮問題を正式
に通告
○マイシヤル
官國連總會長
おいて朝鮮問
題審議を要求

○マイシヤル
官國連總會長
おいて朝鮮問
題審議を要求

○ソ連代表反
對

○ソ連代表反
對

○總會朝鮮委員
會問題とす
る(こと)
とを可決
○本會議にお
いて朝鮮問題
を

○年團結成
○民主獨立黨組
織

共同報告作成
を人民全朝
鮮に提出
○ホッヂ中將
の表は、
地代表の
助を長し
る(こと)

○マイシヤル
外長に書簡を
送る(こと)
相に書簡を送
り、委員の
審議状況を
報告すること

○マイシヤル
外長に書簡を
送る(こと)
相に書簡を送
り、委員の
審議状況を
報告すること

○米側提案(口
頭協議を中止
し、答を問に
回し、及し、
的監視を行
う(こと)
會の監視を行
う(こと)

○米側提案(口
頭協議を中止
し、答を問に
回し、及し、
的監視を行
う(こと)
會の監視を行
う(こと)

○米代表共同
報告作成着手
をソ連代表
要求

○米代表共同
報告作成着手
をソ連代表
要求

○ソ連代表左翼
側につき米
國側を抗議し

○ソ連代表左翼
側につき米
國側を抗議し

議題に採擇

○共同委員
會の代表
席上、
米ソ連
の初頭
を八時
に撤兵
を提

○共同委員
會の代表
席上、
米ソ連
の初頭
を八時
に撤兵
を提

○西北青年連盟
の代表
會に對し、
支打人民
行支持の
米國

○西北青年連盟
の代表
會に對し、
支打人民
行支持の
米國

○右翼青年團
と衝突
○米軍撤退
の要求
○ホッヂ中將
の表は、
地代表の
助を長し
る(こと)

○右翼青年團
と衝突
○米軍撤退
の要求
○ホッヂ中將
の表は、
地代表の
助を長し
る(こと)

○マイシヤル
外長に書簡を
送る(こと)
相に書簡を送
り、委員の
審議状況を
報告すること

○マイシヤル
外長に書簡を
送る(こと)
相に書簡を送
り、委員の
審議状況を
報告すること

○本會議にお
いて朝鮮問題
を

○本會議にお
いて朝鮮問題
を

て所要の措置
をとるよう要
求することに
決定

一八 ○朝委第三及び
第二分科委員
の設置

一七 ○朝委第一分科
委員の設置

一六 ○朝委第一分科
委員の設置

一五 ○朝委第一分科
委員の設置

一四 ○朝委第一分科
委員の設置

一三 ○朝委第一分科
委員の設置

一二 ○朝委第一分科
委員の設置

一一 ○朝委第一分科
委員の設置

一〇 ○朝委第一分科
委員の設置

〇九 ○朝委第一分科
委員の設置

〇八 ○朝委第一分科
委員の設置

〇七 ○朝委第一分科
委員の設置

〇六 ○朝委第一分科
委員の設置

〇五 ○朝委第一分科
委員の設置

〇四 ○朝委第一分科
委員の設置

〇三 ○朝委第一分科
委員の設置

〇二 ○朝委第一分科
委員の設置

〇一 ○朝委第一分科
委員の設置

小總會の指示
を仰ぐことに
決定

○大規模なスト
ライキの発生を
要求

○李承晩の金九
を談話可能な
状態に

○金九の北朝鮮
への訪問を促
す

○北朝鮮の憲法
草案の採択を
促す

○平壤の解放を
宣言する

ストラリア代
表米案に反対

三五 ○小總會におい
て米國案可決

三三 ○全北を中心
とした再燃

三二 ○金奎植の南
朝鮮議長に立
選

三一 ○金奎植の南
朝鮮議長に立
選

三〇 ○金奎植の南
朝鮮議長に立
選

二九 ○金奎植の南
朝鮮議長に立
選

二八 ○金奎植の南
朝鮮議長に立
選

二七 ○金奎植の南
朝鮮議長に立
選

二六 ○金奎植の南
朝鮮議長に立
選

二五 ○金奎植の南
朝鮮議長に立
選

二四 ○金奎植の南
朝鮮議長に立
選

二三 ○金奎植の南
朝鮮議長に立
選

二二 ○金奎植の南
朝鮮議長に立
選

二一 ○金奎植の南
朝鮮議長に立
選

二〇 ○金奎植の南
朝鮮議長に立
選

一九 ○金奎植の南
朝鮮議長に立
選

一八 ○金奎植の南
朝鮮議長に立
選

一七 ○金奎植の南
朝鮮議長に立
選

○全北を中心
とした再燃

○金奎植の南
朝鮮議長に立
選

○金奎植の南
朝鮮議長に立
選

○金奎植の南
朝鮮議長に立
選

○金奎植の南
朝鮮議長に立
選

○金奎植の南
朝鮮議長に立
選

○金奎植の南
朝鮮議長に立
選

○金奎植の南
朝鮮議長に立
選

○金奎植の南
朝鮮議長に立
選

○金奎植の南
朝鮮議長に立
選

○金奎植の南
朝鮮議長に立
選

○金奎植の南
朝鮮議長に立
選

○金奎植の南
朝鮮議長に立
選

○金奎植の南
朝鮮議長に立
選

○金奎植の南
朝鮮議長に立
選

○金奎植の南
朝鮮議長に立
選

○金奎植の南
朝鮮議長に立
選

○金奎植の南
朝鮮議長に立
選

○金奎植の南
朝鮮議長に立
選

○三八度線に沿
って防空網を
構築

○三八度線に沿
って防空網を
構築

○三八度線に沿
って防空網を
構築

○三八度線に沿
って防空網を
構築

○三八度線に沿
って防空網を
構築

○三八度線に沿
って防空網を
構築

○三八度線に沿
って防空網を
構築

○三八度線に沿
って防空網を
構築

○三八度線に沿
って防空網を
構築

○三八度線に沿
って防空網を
構築

○三八度線に沿
って防空網を
構築

○三八度線に沿
って防空網を
構築

○三八度線に沿
って防空網を
構築

○三八度線に沿
って防空網を
構築

○三八度線に沿
って防空網を
構築

○三八度線に沿
って防空網を
構築

○三八度線に沿
って防空網を
構築

○三八度線に沿
って防空網を
構築

○三八度線に沿
って防空網を
構築

○マシヤル議長
の声明

○マシヤル議長
の声明

○マシヤル議長
の声明

○マシヤル議長
の声明

○マシヤル議長
の声明

○マシヤル議長
の声明

○マシヤル議長
の声明

○マシヤル議長
の声明

○マシヤル議長
の声明

○マシヤル議長
の声明

○マシヤル議長
の声明

○マシヤル議長
の声明

○マシヤル議長
の声明

○マシヤル議長
の声明

○マシヤル議長
の声明

○マシヤル議長
の声明

○マシヤル議長
の声明

○マシヤル議長
の声明

○マシヤル議長
の声明

○金九の北朝鮮
への訪問を促
す

○金九の北朝鮮
への訪問を促
す

○金九の北朝鮮
への訪問を促
す

○金九の北朝鮮
への訪問を促
す

○金九の北朝鮮
への訪問を促
す

○金九の北朝鮮
への訪問を促
す

○金九の北朝鮮
への訪問を促
す

○金九の北朝鮮
への訪問を促
す

○金九の北朝鮮
への訪問を促
す

○金九の北朝鮮
への訪問を促
す

○金九の北朝鮮
への訪問を促
す

○金九の北朝鮮
への訪問を促
す

○金九の北朝鮮
への訪問を促
す

○金九の北朝鮮
への訪問を促
す

○金九の北朝鮮
への訪問を促
す

○金九の北朝鮮
への訪問を促
す

○金九の北朝鮮
への訪問を促
す

○金九の北朝鮮
への訪問を促
す

○金九の北朝鮮
への訪問を促
す

○憲法採択の期
日を決定

○憲法採択の期
日を決定

○憲法採択の期
日を決定

○憲法採択の期
日を決定

○憲法採択の期
日を決定

○憲法採択の期
日を決定

○憲法採択の期
日を決定

○憲法採択の期
日を決定

○憲法採択の期
日を決定

○憲法採択の期
日を決定

○憲法採択の期
日を決定

○憲法採択の期
日を決定

○憲法採択の期
日を決定

○憲法採択の期
日を決定


○憲法採択の期
日を決定

○憲法採択の期
日を決定

○憲法採択の期
日を決定

○憲法採択の期
日を決定

○憲法採択の期
日を決定



05-2274